

第2期寄居町子ども・子育て スマイルプラン（案）

- 寄居町次世代育成支援対策行動計画
- 寄居町子ども・子育て支援事業計画

令和 年 月

寄 居 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	4
第2章 町の概況と施策の現状	5
1 町の概況	5
(1) 人口・世帯	5
(2) 少子化と将来人口の展望	5
(3) 人口動態の状況	8
(4) ひとり親世帯の状況	9
2 保育サービス等の現状	10
(1) 保育・子育て支援	10
(2) 幼稚園	11
(3) 認可外保育施設	12
(4) 小・中学校等	14
(5) 母子保健の状況	16
3 児童福祉支援事業の状況	21
(1) 親子のふれあいを深める機会の充実	21
(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の提供	21
(3) 経済的支援の推進	21
(4) 保育サービス充実のための支援事業	23
(5) 放課後児童クラブ充実のための支援事業	24
(6) 児童館運営事業	24
(7) 子どもが健全に育つための環境整備	24
(8) 母子保健サービスの充実及び要保護児童対策の推進	24
(9) 子育てを支援する生活環境の整備事業	25
4 児童福祉施設等の状況	26
5 次世代育成支援対策行動計画の事業評価	27
6 寄居町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要	28
(1) 調査の目的	28
(2) 調査の概要	28
(3) 調査結果の重要ポイント	28
(4) 主な調査結果	29
7 計画の重点課題	37
(1) 教育・保育サービスの提供	37
(2) 子育て支援の充実・強化	37
(3) 仕事と家庭の両立支援	38

(4) 健やかな子どもを育てる教育の推進	38
(5) 安心できる居場所や遊び場づくり	38
第3章 基本方針	40
1 基本理念	40
2 基本目標	41
(1) 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援	41
(2) みんなが子育てに参加するまち	41
(3) 安心して出産・育児ができるまち	41
(4) 健やかに子どもが育つまち	41
(5) 子どもの居場所・遊び場が整ったまち	42
3 施策の体系	43
第4章 施策の展開	44
1 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援	44
(1) 教育・保育提供区域の設定	44
(2) 量の見込みと質の確保	44
(3) 成果目標	54
2 みんなが子育てに参加するまち	55
(1) 子育て支援機能の充実	55
(2) 子育て支援のネットワークづくり	56
3 安心して出産・育児ができるまち	58
(1) 保育サービスの向上	58
(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の充実	61
(3) 子育て支援情報の充実	63
(4) ひとり親家庭の支援の充実	64
(5) 経済的支援の推進	65
(6) 子どもを犯罪から守る対策の推進	67
(7) 交通安全対策の推進	68
(8) 子育てを支援する生活環境の整備	69
4 健やかに子どもが育つまち	70
(1) 親と子の健康と福祉の充実	70
(2) 要保護児童対策の推進	72
(3) 障害児支援の充実	74
(4) 子育てと仕事の両立の支援	75
(5) 幼児教育・学校教育の充実	77
(6) 食育の推進	80
(7) 思春期保健対策の推進	81
5 子どもの居場所・遊び場が整ったまち	82
(1) 多様な体験プログラムの充実	82
(2) 子どもの遊び場等の充実	84

(3) 子どもの人権の尊重	85
(4) 子どもが健全に育つための環境整備	86
第5章 計画の推進	87
(1) 計画推進・進行管理体制の整備	87
(2) 関係機関相互の連携促進	88
資料編	89
1 寄居町子ども・子育て会議条例	89
2 寄居町子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）	91
3 寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会設置要領	92
4 計画策定の経過	94

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもたちが、地域でいきいきと輝いて育つためには、保育など子育てと仕事の両立や経済的な支援、子育ての中で保護者が孤立することがないように、相談事業の充実や心のケア、保護者同士が相互に相談し合えるような機会の提供などを行い、子どもの育ち、子育てを支援する環境づくりが重要です。

平成22年3月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）を根拠法とし、平成26年度を目標とする「寄居町次世代育成支援対策行動計画（後期実施計画）」を策定し、地域における子育て支援の充実、親と子の健康と福祉の充実、児童虐待防止をはじめとした要保護児童対策の推進、経済的支援の推進、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実などの施策を実施し、取り組んできました。

平成27年度からは、新たな次世代育成支援対策のための計画を策定する必要がありました。同時に、平成24年に成立した新たな国の制度である「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画も策定する必要がありましたので、本町では、これら2つの計画の役割をあわせもつ計画を策定することとし、平成27年3月に第1期の寄居町次世代育成支援対策行動計画及び寄居町子ども・子育て支援事業計画（第1期寄居町子ども子育てスマイルプラン）を策定しました。このプランは、令和元年度までの5年間の計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

令和2年度を始期とする「第2期寄居町子ども・子育てスマイルプラン」の策定にあたっては、これら2つの計画の役割をあわせもつ計画とし、その準備として、平成30年度に、教育・保育・子育て支援に関する利用意向や今後の利用希望を把握することを目的に「寄居町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を実施しました。

一方、国は、令和元年9月に第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に向けて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第60条第1項の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を改正し、この基本指針に新・放課後子ども総合プラン策定に伴う事項や児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う事項を追記しました。

こうしたことから、ニーズ調査の結果及び基本指針を踏まえ、寄居町次世代育成支援対策行動計画及び寄居町子ども・子育て支援事業計画（第2期寄居町子ども子育てスマイルプラン）を策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画となる第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画を踏まえるとともに、平成28年3月に策定した寄居町地域福祉計画、平成30年3月に策定した寄居町障害者計画・第5期寄居町障害福祉計画（第1期寄居町障害児福祉計画）、その他関連する計画との整合を図り策定しています。

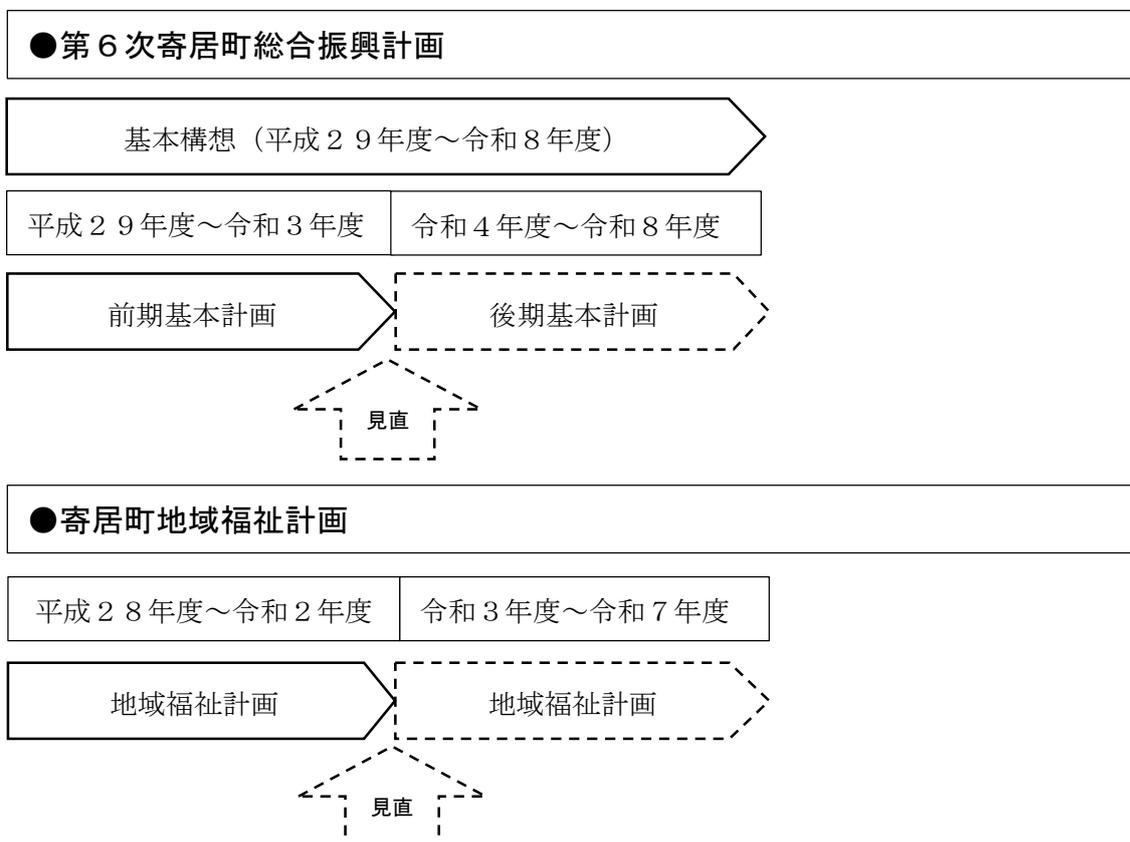
2 計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の次世代育成支援対策行動計画とともに、法第61条第1項の市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するものであり、中長期的な視点に基づく計画推進の理念や目標を設定し、それに基づく次世代育成支援のための各種施策を明示するとともに、子ども・子育て支援事業の取組みを示すものです。

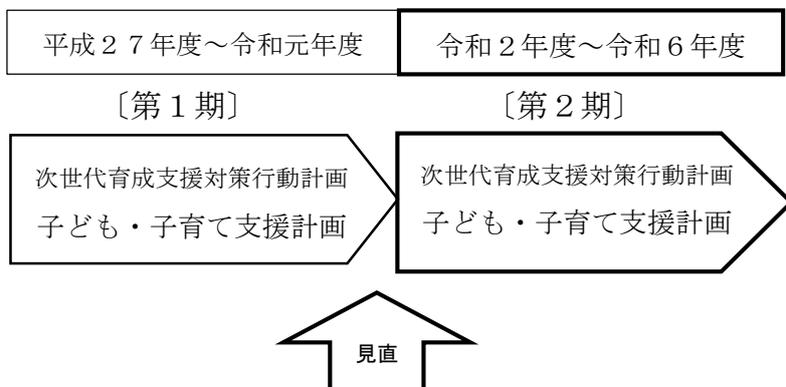
3 計画の期間

本計画は、第2期の寄居町次世代育成支援対策行動計画及び寄居町子ども・子育て支援事業計画共通の計画期間として、令和2年度から令和6年度までの5か年を設定し、最終年度に改定を予定します。

■計画期間



●寄居町子ども・子育てスマイルプラン



4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

第2期寄居町子ども・子育てスマイルプランの策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する利用状況や今後の利用意向を把握することを目的に、アンケート形式の調査を行いました。調査の概要については、後述の「6寄居町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要」にまとめています。

(2) 庁内検討委員会

第2期子ども・子育てスマイルプランを策定するにあたり、庁内の関係課で組織した寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会において、現行計画の進捗状況の評価を行うとともに、本計画策定に関し必要な審議等を行いました。(資料編P92参照)

(3) 子ども・子育て会議

寄居町子ども・子育て会議は、法第77条第1項の規定に基づき、平成26年に設置しています。

当該会議の委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者等で構成しています。

第2期寄居町子ども・子育てスマイルプランを策定するにあたり、子ども・子育て会議を開催し、法第61条第7項の規定に基づき、あらかじめ、当該委員から意見を聴きました(資料編P89参照)

(4) パブリックコメントの実施

第2期寄居町子ども・子育てスマイルプランの策定にあたり、町民の皆様の多様な意見等を計画に反映させるため、パブリックコメント手続きを実施しました。

第2章 町の概況と施策の現状

1 町の概況

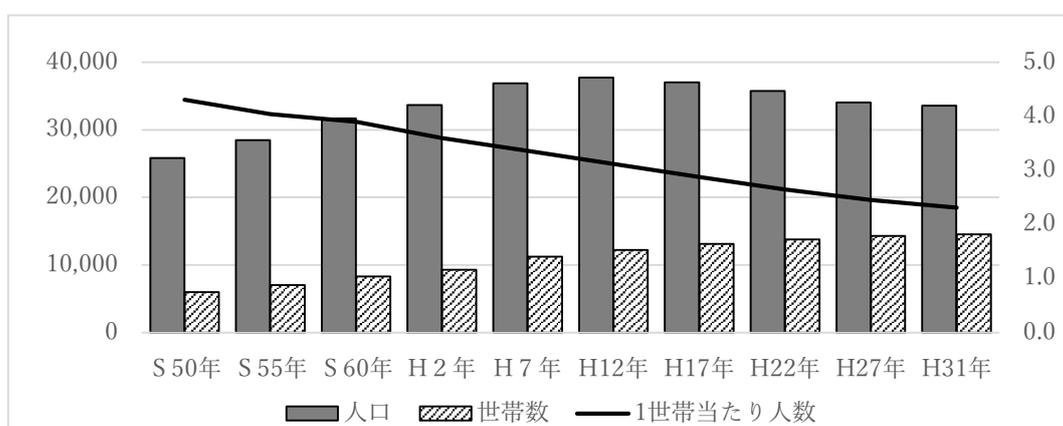
(1) 人口・世帯

町の人口は、昭和40年代後半から宅地開発の進展によって大きく増加し、昭和50年に2万5,849人であった人口が平成12年には3万7千人を超えました。その後はゆるやかに減少傾向が続いており、平成31年には3万3,573人となっています。

世帯数は、一貫して増加傾向にあり、昭和50年には約6千世帯でしたが、平成31年には1万4,524世帯で、約2.4倍となっています。世帯規模は昭和50年の4.31人から平成31年の2.31人と大きく縮小していています。

■人口・世帯数・1世帯あたり人数の推移

単位：人、世帯



■人口・世帯数・1世帯あたり人数の推移

単位：人、世帯

年次	男	女	合計	世帯数	1世帯あたり人数
昭和50年	12,663	13,186	25,849	5,999	4.31
55	13,999	14,470	28,469	7,011	4.04
60	15,757	15,963	31,720	8,302	3.80
平成2年	16,741	16,918	33,659	9,313	3.60
7	18,300	18,580	36,880	11,242	3.36
12	18,737	18,979	37,716	12,242	3.12
17	18,422	18,633	37,055	13,114	2.88
22	17,724	18,049	35,773	13,778	2.65
27	16,896	17,119	34,015	14,289	2.45
令和元年	16,681	16,724	33,405	14,524	2.31

資料：人口：国勢調査（ただし、令和元年は住民基本台帳10月1日現在）
世帯数及び1世帯あたり人数：住民基本台帳4月1日現在

(2) 少子化と将来人口の展望

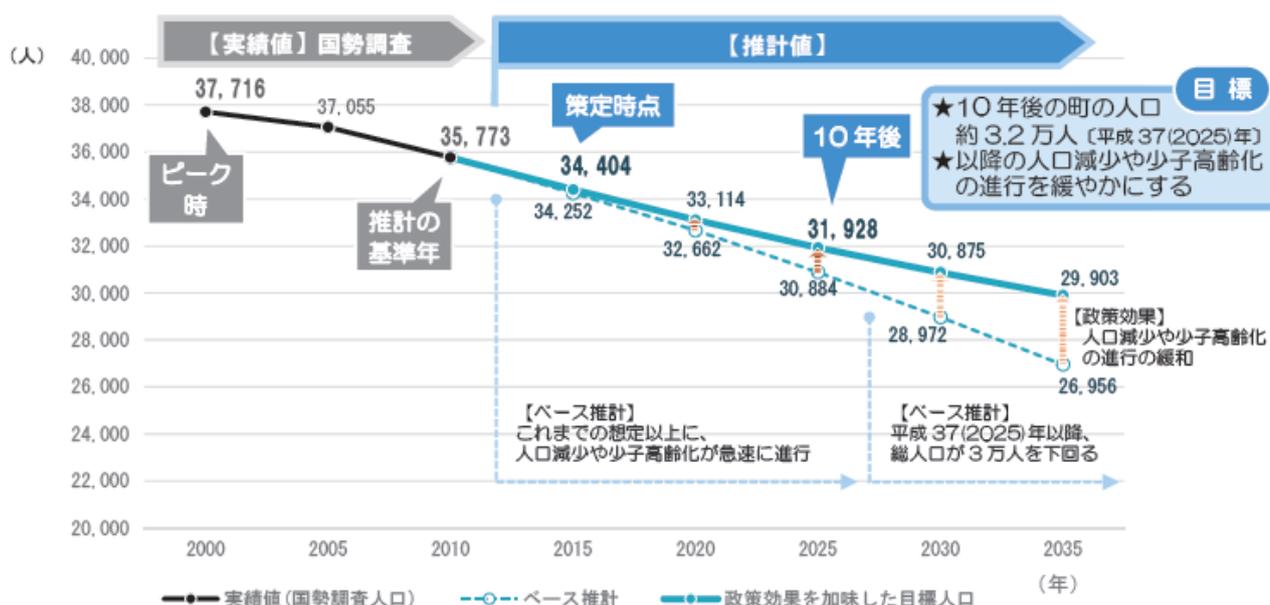
本町の人口は、平成12(2000)年をピークに既に減少傾向になっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計(ベース推計)によると、令和7(2025)年以降、人口が3万人を下回ることや、少子高齢化が進行することが予測されています。

本町では、これまでの想定以上に人口減少、少子高齢化が急速に進んでいることを踏まえて、町民の結婚・出産・子育てを取り巻く環境や転入・転出の動向改善など、居住地としての魅力づくりのための多様な視点からの政策展開により、令和7(2025)年に約3.2万人の人口を維持し、以降の人口減少や少子高齢化の進行を緩やかにすることを目標にしています。

平成29(2017)年～令和8(2026)年の第6次寄居町総合振興計画期間においては、構想策定時点の町の人口と政策効果を加味した10年後の将来人口を踏まえて、人口規模を3.2～3.5万人程度と想定したまちづくりを展開しています。

また、コーホート変化率法における推計によると、子どもの人口推計における18歳未満児童数は減少傾向で、令和6年には3,848人と令和2年に比べ345人の減少となる見込みです。

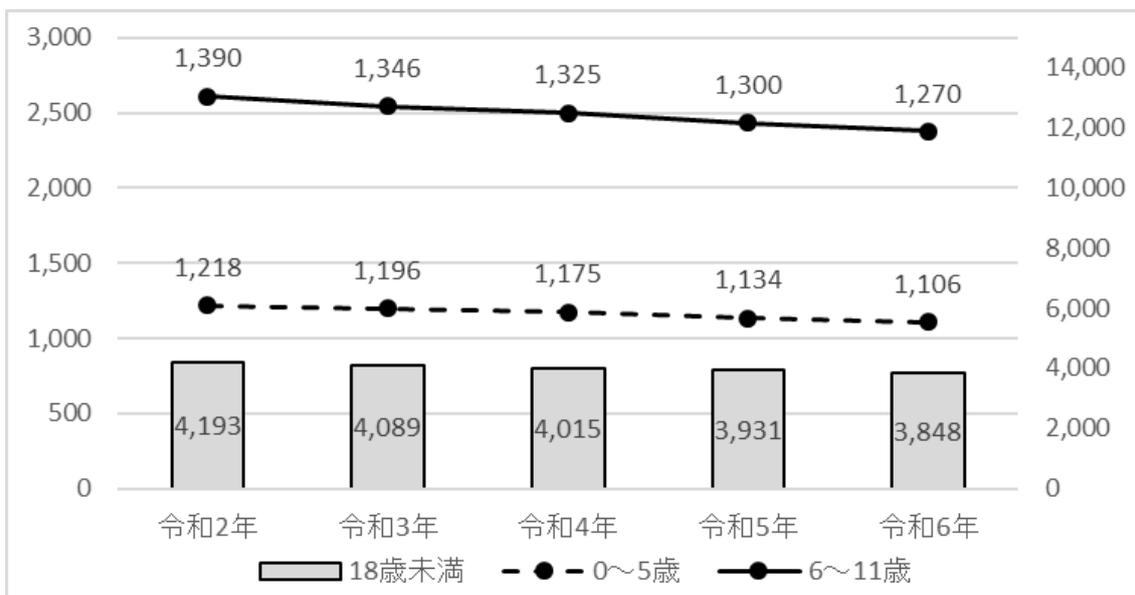
■第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画における10年後の目標人口



※ベース推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

■子どもの人口推計

単位：人



(資料：コーホート変化率法による)

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(3) 人口動態の状況

近年の人口動態については、出生者数を死亡者数が上回る自然動態減が続いており、転入者数を転出者数が上回る社会動態減とあわせて人口の減少が続いています。出生数については、200人前後で推移しています

また、乳児死亡数や新生児死亡数等については、わずかながらみられます。婚姻は130～140件台で推移しておりましたが、平成30年は99件と減少しました。離婚については年による増減がみられます。合計特殊出生率については平成27年から増加に転じ、おおむね維持している状態となっています。

■寄居町人口動態

単位：人

年次	出生者数	死亡者数	自然動態	転入者数	転出者数	社会動態	人口動態
平成25年	211	377	△166	1,235	1,269	△34	△200
平成26年	199	379	△180	1,140	1,355	△215	△395
平成27年	194	405	△211	1,290	1,261	29	△182
平成28年	215	421	△206	1,127	1,313	△186	△392
平成29年	206	429	△223	1,139	1,301	△162	△385
平成30年	R2.2公表						

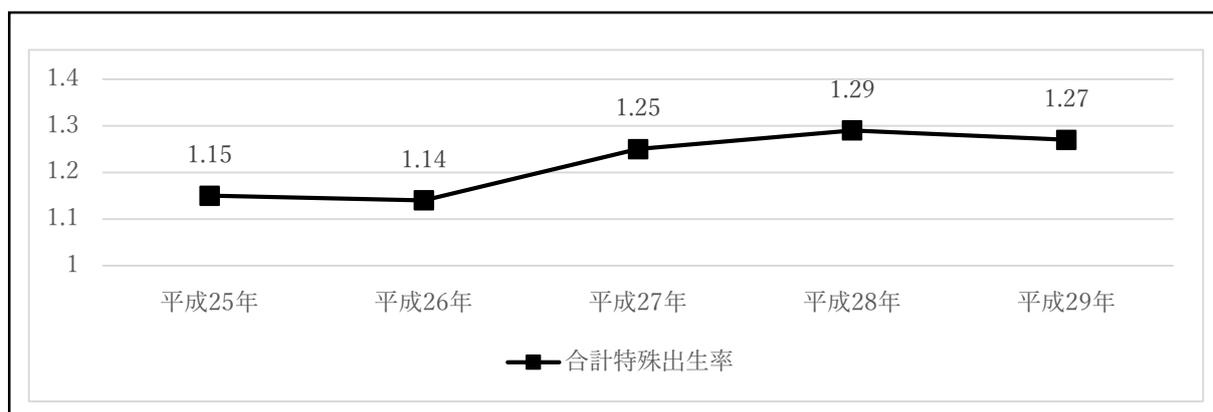
資料：埼玉県統計年鑑（表3-5）

■寄居町乳幼児死亡数等・婚姻離婚件数・合計特殊出生率

単位：人

年次	乳児死亡数	新生児死亡数	死産・中絶件数	周産期死亡件数	婚姻件数	離婚件数	合計特殊出生率
平成25年	1	-	2	6	141	72	1.15
平成26年	1	1	10	3	146	66	1.14
平成27年	-	-	6	1	144	68	1.25
平成28年	1	1	-	1	137	166	1.29
平成29年	1	-	1	-	134	46	1.27
平成30年	1	-	7	3	99	56	R2.2公表

資料：埼玉県人口動態総覧（表8）



(4) ひとり親世帯の状況

平成27年の国勢調査による世帯の状況をみると、母子世帯の比率が1.4%、父子世帯の比率が0.3%で、ともに県平均をわずかに上回る水準となっています。6歳未満や18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯も若干多い状況です。

3世代世帯では、母子世帯は40.9%で県平均の28.8%を上回る水準となっており、母親の父母と同居するケースが多いことがうかがえます。

■世帯の状況

単位：世帯

		一般世帯数	6歳未満世帯員のある一般世帯数		18歳未満世帯員のある一般世帯数		3世代世帯	
埼玉県	一般世帯総数	2,967,928	268,352	9.4%	674,253	22.7%	138,936	4.7%
	母子世帯	35,749	5,792	16.2%	32,489	90.6%	-	-
		1.2%	2.2%		4.8%			
	母子世帯 (他の世帯員がいる世帯を含む)	51,189	9,417	18.4%	46,583	91.0%	17,718	28.8%
	父子世帯	4,917	330	6.7%	4,091	83.2%	-	-
0.2%		0.1%		0.6%				
父子世帯 (他の世帯員がいる世帯を含む)	9,778	1,115	11.4%	8,374	85.6%	4,378	44.8%	
寄居町	一般世帯総数	12,910	966	7.5%	2,703	20.9%	1,209	9.4%
	母子世帯	175	30	17.1%	161	92.0%	-	-
		1.4%	3.1%		6.0%			
	母子世帯 (他の世帯員がいる世帯を含む)	303	60	19.8%	275	90.8%	124	40.9%
	父子世帯	39	6	12.8%	31	79.5%	-	-
0.3%		0.5%		1.1%				
父子世帯 (他の世帯員がいる世帯を含む)	78	11	14.1%	67	85.9%	36	46.0%	

資料：平成27年国勢調査

2 保育サービス等の現状

(1) 保育・子育て支援

町内保育所等入所児童数は、平成31年4月には、保育所8か所及び小規模保育事業所1か所の合計9か所で684人となっています。定員に対する入所率は全体で88.9%となっています。

■町内保育所等入所児童数等

単位：個所、人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
保育所	箇所数	8	8	8	8	8	
	定員数	700	720	750	750	750	
小規模保育事業所	箇所数	0	0	0	0	1	
	定員数	0	0	0	0	19	
小計	箇所数	8	8	8	8	9	
	定員数	700	720	750	750	769	
入所児童数	児 童 数	保育所	635	650	645	687	670
		小規模	0	0	0	0	14
		小計	635	650	645	687	684
	入所率	90.7%	90.3%	86.0%	91.6%	88.9%	
	うち町内在住児童数	580	590	583	632	636	
	比率	91.3%	90.8%	90.4%	92.0%	93.0%	
待機児童	児童数	0	0	0	0	0	
乳児（0歳） 保育	実施箇所数	5	5	5	5	6	
	利用児童数	13	26	22	30	33	
延長保育	実施箇所数	5	5	5	5	6	
一時保育	実施箇所数	6	6	6	6	6	

各年4月1日現在

資料：子育て支援課

■町内在住児童の年齢別保育所等入所児童数

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	21	25	24	28	30
1歳児	105	91	93	119	104
2歳児	111	142	123	126	144
3歳児	132	117	143	114	131
4歳児	142	134	125	163	113
5歳児	132	143	137	137	160
合計	643	652	645	687	682

各年4月1日現在

資料：子育て支援課

■町外保育所への入所委託児童数

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	2	2	3	2	1
1歳児	7	7	5	7	7
2歳児	14	14	9	6	8
3歳児	10	10	14	7	8
4歳児	13	13	17	17	7
5歳児	16	16	14	16	15
合計	62	62	62	55	46

各年4月1日現在

資料：子育て支援課

(2) 幼稚園

平成31年の幼稚園在園児童数は、町内の幼稚園に187人、町外の幼稚園に15人となっています。

■町内幼稚園入園児童数

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
入所児童数	222	233	225	250	255
うち町内在住児童数	151	166	157	179	187
比率	68.0%	71.2%	69.8%	71.6%	73.3%
3歳児	56	49	47	70	55
4歳児	54	61	52	55	78
5歳児	41	56	58	54	54

各年4月1日現在

資料：寄居若竹幼稚園

■町外幼稚園入園児童数

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
町内在住入園児童数	9	9	11	16	15
3歳児	3	4	4	5	5
4歳児	1	3	4	4	6
5歳児	5	2	3	7	4

各年度幼稚園就園奨励費の受給者実績数

資料：教育委員会

(3) 認可外保育施設

■認可外保育施設の状況

平成31年4月現在、町内の認可外保育施設は、事業所内保育施設1件及びベビーシッターが2名となっています。令和元年9月には、企業主導型保育事業所が開園しました。

単位：人

区分	設置数	町内在住 入所児童数	備考(設置者等)
事業所内保育施設	1	1	埼玉北部ヤクルト販売株式会社 「寄居センター保育ルーム」
居宅訪問型事業(ベ ビーシッター)	2	0	寄居町登録者2名
企業主導型保育事 業所	1	0	「花ぞの保育園なないろ」(定員24名う ち、地域受入れ枠12名)

資料：子育て支援課

- ・事業所内保育施設及び居宅訪問型事業(ベビーシッター)の数値は平成31年4月1日現在
- ・企業主導型保育事業所の数値は令和元年9月1日現在



【保育等の概況】

本町の就学前児童（0～5歳）の55.0%が保育所に入所しています。

また、3～5歳児は、63.6%が保育所に入所しており、幼稚園は31.8%となっています。なお、就学前児童の71.4%の子どもが何らかの施設に通っています。

子育て関連施設の利用者は、寄居町児童館で年間18,943人の利用があり、増減を繰り返しています。寄居町子育て支援センターでは年間6千人台で、平成28年度から少しずつ減少傾向であり、寄居町内私立保育園（4園）の子育て支援センターは、平成28年度以降、3,000人を超えています。

■町内就学前児童の年齢別保育所等への入所状況

単位：人

年齢	児童総数	保育所 児童数	幼稚園 児童数	認可外保育 施設児童数	合計
0歳児	181	30	－	0	30
	100%	16.6%	－	0%	16.6%
1歳児	202	104	－	1	105
	100%	51.5%	－	0.5%	52.0%
2歳児	222	144	－	0	144
	100%	64.9%	－	0%	64.9%
0～2歳児計	605	278	－	1	279
	100%	46%	－	0.2%	46.0%
3歳児	206	131	60	0	191
	100%	63.6%	29.1%	0%	92.7%
4歳児	205	113	84	0	197
	100%	55.1%	41.0%	0%	96.1%
5歳児	224	160	58	0	218
	100%	71.4%	25.9%	0%	97.3%
3～5歳児計	635	404	202	0	606
	100%	63.6%	31.8%	0%	95.4%
合計	1,240	682	202	1	885
	100%	55.0%	16.3%	0.1%	71.4%

平成31年4月1日現在

資料：子育て支援課

※保育所児童数は、町内保育所における町内在住児童数に町外保育所への委託児童数を加えた数値

※幼稚園児童数は、町内幼稚園における町内在住児童数に町外幼稚園への委託児童数を加えた数値

※認可外保育施設児童数は、町内施設（埼玉北部ヤクルト販売㈱寄居センター保育ルーム）における町内在住児童数

■子育て関連施設の利用者数別内訳

単位：人（年間の延べ利用人数）

施設	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
寄居町児童館	18,940	18,601	19,895	19,690	18,934
寄居町子育て支援センター	5,768	6,208	6,504	6,406	6,110
寄居町内民間保育園（4園） の子育て支援センター合計	2,974	2,794	3,478	3,420	3,368
寄居町ファミリー・サポート・ センター	—	174	202	191	26

資料：子育て支援課

(4) 小・中学校等

小・中学校の児童生徒数は、少子化等の影響を受け、全校で減少する傾向にあります。

放課後児童クラブについては、共働き家庭の増加等の影響を受け、子どもを預ける家庭が増え、入所児童数に増加傾向がみられます。特に低学年児童の入所数が多くなっています。

放課後等デイサービスの利用者は、微増で推移しています。

■小学校の児童数の推移

単位：人

小学校名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
寄居小学校	277	279	272	268	262
桜沢小学校	232	229	222	205	192
用土小学校	216	217	205	201	176
折原小学校	82	81	84	71	65
鉢形小学校	256	246	241	258	256
男衾小学校	442	430	427	422	407
合計	1,505	1,482	1,451	1,425	1,358

各年5月1日

資料：教育委員会

■中学校の生徒数の推移

単位：人

中学校名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
寄居中学校	423	399	390	371	387
城南中学校	206	188	166	153	156
男衾中学校	262	260	229	224	218
合計	891	847	785	748	761

各年5月1日現在

資料：教育委員会

■放課後児童クラブ入所児童数の推移

単位：人

クラブ名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
寄居はちのこクラブ	35	46	48	54	62
寄居はやぶさクラブ	27	33	50	42	48
桜沢おひさまクラブ第1	65	70	40	36	34
桜沢おひさまクラブ第2	-	-	43	47	39
鉢形はりきりクラブ	36	45	56	46	46
男衾はらっぱクラブ	51	59	67	52	61
男衾あおぞらクラブ	21	24	-	-	-
男衾つくしんぼクラブ	-	-	-	26	29
用土わんぱくクラブ	46	42	54	45	33
用土げんきっ子クラブ	-	-	-	20	23
合計	281	319	358	368	375

各年4月1日現在

資料：子育て支援課

■放課後児童クラブ平成31年入所児童数

単位：人

クラブ名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
寄居はちのこクラブ	14	18	0	22	0	8	62
寄居はやぶさクラブ	15	0	19	0	14	0	48
桜沢おひさまクラブ第1	12	0	0	5	17	0	34
桜沢おひさまクラブ第2	0	8	23	0	0	8	39
鉢形はりきりクラブ	12	8	14	6	4	2	46
男衾はらっぱクラブ	18	0	18	12	10	3	61
男衾つくしんぼクラブ	0	29	0	0	0	0	29
用土わんぱくクラブ	5	14	13	1	0	0	33
用土げんきっ子クラブ	0	0	0	10	8	5	23
合計	76	77	87	56	53	26	375

平成31年4月1日現在

資料：子育て支援課

■放課後等デイサービス利用者数の推移

単位：人

施設名等	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
みんなの手放課後デイサービス	12	13	12	12	11
町外施設	7	13	18	19	22
合計	19	26	30	31	33

各年4月1日現在

資料：健康福祉課

(5) 母子保健の状況

子どもが健康に生まれ元気に育つために、町が行っている母子保健事業の主な内容は、次のとおりです。

① 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付数は、平成29年度には200人を下回ったものの、第3子以降の交付数については増加しています。

■母子健康手帳の交付

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付数	208	208	199	178
第1子	90	106	89	80
第2子	77	68	79	62
第3子以降	41	34	31	36
その他(再交付)	3	3	3	3

資料：健康福祉課

② 母子保健訪問指導

母子保健法に基づき、平成15年度から、第1子全数訪問を開始、平成17年度からはすべての乳児がいる家庭を訪問し、子どもの健やかな成長を確認するほか、予防接種の受け方や育児についての相談を行っています。

■母子保健訪問指導人数

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊産婦	24	35	66	50
未熟児	5	0	4	9
乳児	21	26	35	45
幼児	36	36	26	61
その他	77	90	80	65
合計	163	187	211	230

※人数は延人数

資料：健康福祉課

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

平成24年9月から、こんにちは赤ちゃん事業として、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問を開始しました。虐待予防の観点から養育者の育児状況の把握に努め、関係機関と連携しながら育児支援を行っています。

■こんにちは赤ちゃん事業

単位：件、人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	170	219	198	177
うち町保健師	32	32	27	37
うち助産師(委託)	138	187	171	140

資料：子育て支援課

④ 両親学級（パパママ学級）

パパママ学級は、妊娠・出産・育児に関する知識の習得及び仲間づくりを目的として実施しています。初産に限らず本町の父親、母親になる夫婦を対象としています。

また妊婦の疑似体験ができるシミュレーターを用い、妊婦体験をしてもらう等、実習を多く取入れた取組み実施しています。

■両親学級（パパママ学級）

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦	26	18	30	21
夫	22	14	22	18
総数	48	32	52	39

※人数は実人数

資料：健康福祉課

⑤ 育児教室（ひよこ教室）

子育て全般の知識を深めることで不安の解消を図り、子育てを楽しく安心して行えるよう支援するとともに、保護者の親睦を図ることを目的として実施しています。

■育児教室（ひよこ教室）

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象人数	44	97	68	70
延人数	116	178	128	70

資料：健康福祉課

⑥ 乳幼児健康診査

身体及び精神発達の面から重要な時期に健康診査を実施し、心身障害の早期発見と保健指導、乳幼児の健全育成を図っています。

■乳幼児健康診査

単位：人

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4か月児健康診査	対象者数	192	216	205	185
	受診者数	183	202	196	174
	受診率	95.4%	93.5%	95.6%	94.1%
1歳6か月児健康診査	対象者数	223	206	219	221
	受診者数	213	194	206	209
	受診率	95.1%	94.2%	94.1%	94.6%
3歳児健康診査	対象者数	223	217	223	207
	受診者数	215	196	211	197
	受診率	96.4%	90.3%	94.6%	95.2%

資料：健康福祉課

⑦ 幼児健康診査時、むし歯のある幼児の割合

平成10年度から歯科衛生士による歯科保健指導を健康診査に導入しています。平成14年度からは3歳児健康診査で希望者にフッ化物塗布を開始し、むし歯予防の為に知識の普及に努めています。

■乳幼児歯科健康診査の実施状況（母子保健医療推進事業実施報告）

単位：人

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1歳6か月 検診時	歯科受診者数	213	194	206	209
	むし歯 有病者数(人)	5	6	14	5
	一人平均 むし歯数(本)	0.08	0.033	0.07	0.09
	歯科受診者数	215	196	211	197
3歳児検診時	むし歯 有病者数(人)	54	43	34	40
	一人平均 むし歯数(本)	158	113	131	122
	一人平均 むし歯数(本)	0.73	0.57	0.62	0.61

資料：健康福祉課

⑧ 不妊治療費の助成

体外受精や顕微授精などの不妊治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減するため、助成金を平成27年度から交付しています。

■不妊治療費の助成件数

単位：件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象件数	18	14	7	9

資料：健康福祉課

⑨ 乳幼児健康相談等

乳幼児健康相談は、母子ともに心身の健康の保持増進を図ることを目的として実施しています。身体計測のほか、希望者には保健師・栄養士による個別相談を実施しています。

■乳幼児健康相談

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳幼児健康相談	218	235	209	235

資料：健康福祉課

チューリップ教室は、「歩くのが遅い」「言葉が遅い」など発達について心配のある乳幼児とその親を対象に月2回、感覚統合を中心とした親子の遊びを中心に実施しています。

■チューリップ教室

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象人数	19	10	4	7
延人数	271	250	66	155

資料：健康福祉課

発達・発育に不安のあるお子さんについて、町単独事業として、ことばの相談室を平成14年度から実施しています。

■ことばの相談室

単位：組、人、回

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象組	40	45	50	59
参加者数	150	174	153	136
実施回数	18	18	18	18

資料：健康福祉課

発達・発育に不安のあるお子さんについて、町の単独事業として、うんどうの相談室を平成14年度から実施しています。

■うんどうの相談室

単位：組、回

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象組	6	11	12	9
延組数	17	23	40	33
実施回数	6	6	6	6

資料：健康福祉課

3 児童福祉支援事業の状況

(1) 親子のふれあいを深める機会の充実

① 絵本支給事業（町）

親子のふれあいの機会を増やし、子どもの豊かな情操を育むことを目的に、出生及び3歳児健診時にその保護者に対して絵本を1冊贈呈しています。

(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の提供

① 寄居町子育て支援センター事業（町）

寄居町子育て支援センターでは、未就学児とその保護者を対象に、子育て家庭の育児不安についての相談、子育てサークル等への支援及び保育に関する情報提供等を実施し、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、子育て家庭に対する育児支援を行っています。

■寄居町子育て支援センター事業参加者数

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童	3,173	3,428	3,463	3,326
保護者	3,036	3,076	2,943	2,784
合計	6,209	6,504	6,406	6,110

※人数は延数

資料：子育て支援課

(3) 経済的支援の推進

① こども医療費支給事業（県・町）

乳幼児等の健康増進と子育て世帯の経済的負担の軽減などを目的とした制度です。該当する方が医療機関などで支払った医療費等の一部を助成しています。

平成27年12月からは、町単独事業として、入通院の対象を18歳年度末まで拡大しています。また、平成19年10月から町内、平成24年10月からは深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町、平成25年10月からは熊谷市、平成27年12月からは比企郡市の各協定医療機関で窓口払いをしないで診療・調剤を受けられるようになっています。

■こども医療費支給件数

単位：件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	51,816	59,349	57,534	57,561

資料：子育て支援課

② ひとり親家庭等医療費支給事業（県・町）

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉を増進することを目的とした制度です。該当する方が医療機関などで支払った医療費等の一部を助成しています。

■ひとり親家庭等医療費支給件数

単位：件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	3,028	2,622	2,456	2,531

資料：子育て支援課

③ 児童手当支給事業（国・県・町）

児童を養育している家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。

■平成30年度分支給対象児童数

単位：人

区分	支給対象児童数
3歳未満	546
3歳以上～小学校修了前	2,033
中学校修了前	683
特例給付(0歳から中学校3年生)	77
合計	3,339

平成31年2月末日現在

資料：子育て支援課

④ 子育て支援交付金支給事業（町）

子育て世帯の経済的負担軽減及び祝意を表す意味から、子育て支援交付金を支給しています。支給額は、平成28年度までは出生児一人につき、一律10,000円でしたが、平成29年度には第2子を20,000円に、第3子以降を50,000円に、平成30年度には第1子を20,000円に、第2子を30,000円に増額し、子育て世帯を支援しています。

■子育て支援交付金支給件数

単位：件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	202	216	197	170

資料：子育て支援課

(4) 保育サービス充実のための支援事業

① 私立保育園及び小規模保育事業所運営の支援

・ 保育所入所児童施設型給付（国・県・町）

私立保育園及び小規模保育事業所（以下「私立保育園等」という。）の定員規模や入所児の年齢・人数をもとに算定した額を施設型給付として支出しています。

・ 保育所地域活動事業費補助金（町）

私立保育園等が行う地域活動事業等に対し、その運営費の一部を補助しています。

・ 安心・元気！保育サービス支援事業費補助金（県・町）

私立保育園が行う低年齢児保育促進事業、障害児保育事業、アレルギー等対応特別給食提供事業に対し、その運営費の一部を補助しています。

・ 特別保育事業費補助金（町）

私立保育園等が行う障害児保育事業、職員処遇改善事業、諸行事実施事業、日本スポーツ振興センター加入事業等、私立保育園等の運営に対し、その運営費の一部を補助しています。

・ 延長保育促進事業（国・県・町）

私立保育園等が行う延長保育促進事業に対し、その運営費の一部を補助しています。

・ 地域子育て支援拠点事業（国・県・町）

私立保育園等が行う地域子育て支援拠点事業に対し、その運営費の一部を補助しています。

・ 一時預かり事業（国・県・町）

私立保育園等が行う一時預かり事業に対し、その運営費の一部を補助しています。

② 保護者への経済的支援

幼児教育・保育の無償化のほか、次の町単独事業を実施しています。

・ 第3子以降保育料無料化（町）

保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、0歳～2歳児クラスの第3子以降の児童にかかる保育料を無料にしています。

・ 第3子以降の給食に係る副食費の無料化（町）

令和元年10月から、保育所や幼稚園に入所している3歳以上の児童がいる年収360万円相当以上の世帯について第3子以降の児童の給食に係る副食費の実費徴収費を無料にしています。

(5) 放課後児童クラブ充実のための支援事業

町は、民間事業者に放課後児童健全育成事業を委託しています。

- ・放課後児童健全育成事業委託料（国・県・町）

放課後児童クラブが実施する放課後児童健全育成対策事業に対し、その運営費（職員の処遇改善費を含む）の一部を委託料として支出しています。

- ・放課後児童健全育成事業費特別補助金（町）

放課後児童クラブの土地及び家賃の借上げ料を補助しています。

- ・町の放課後児童保育施設等の使用

放課後児童健全育成事業を実施するため、放課後児童保育施設の使用料を無償としています。

(6) 児童館運営事業

- ① 児童福祉月間事業委託料（町）

5月の児童福祉月間事業を社会福祉協議会へ委託しています。

(7) 子どもが健全に育つための環境整備

- ① 青少年の健全育成

- ・青少年相談員協議会活動費補助金（町）

埼玉県知事の委嘱を受け、青少年の健全な育成を目指して活動する18歳～36歳までの青年ボランティアの会である青少年相談員協議会へ補助金を交付しています。サマーキャンプや社会福祉大会、ふれあい広場の運営に対する協力を行っています。

- ・子どもまつり補助金（町）

町立・私立保育所保護者会連合会が開催する子どもまつりに対し、補助金を交付しています。

- ・埼玉県県北里親会活動費補助金（町）

保護者の病気等により、家庭で養育することが困難な児童を養育している里親の会（埼玉県県北里親会）に対し、補助金を交付しています。この会では、研修会の開催や里親交流事業、思春期を乗り越える会等の活動をしています。

(8) 母子保健サービスの充実及び要保護児童対策の推進

- ・子育て世代包括支援センターの設置（町）

平成31年4月から利用者支援事業（母子保健型）と子ども家庭総合支援拠点事業の機能を併せ持つ子育て世代包括支援センター（すくすくテラス）を設置しています。妊娠期から出産・子育て期までの全ての子どもと保護者及び妊産婦をサポートし、助産師等による専門的な相談や訪問により総合的かつ継続的に支援をしています。

- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）（県・町）

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備する

ため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設で預かる事業を実施しています。

- 児童虐待の早期発見・対応（県・町）

児童相談所、警察、病院などの要保護児童対策地域協議会の関係機関と情報共有や連携し、児童虐待の早期発見・対応に努めています。

(9) 子育てを支援する生活環境の整備事業

- 児童遊園地及び遊具整備費補助金（町）

各区が設置する児童遊園地の新設及び遊具の増設・修理等に対し、補助金を交付しています。

■町内の児童遊園地設置数

単位：か所

地区名	行政区数	児童遊園地数
市街地	6	1
西部	9	4
桜沢	6	7
折原	10	5
鉢形	10	3
男衾	14	8
用土	12	10
合計	67	38

平成31年4月1日現在

資料：子育て支援課

4 児童福祉施設等の状況

■町内にある児童福祉施設等一覧

区分	施設名	認可・開設年月日	定員 (人)	備考
町立保育所	寄居保育所	平成18年7月1日	150	
〃	用土保育所	昭和46年4月1日	90	R3.4.1 民営化予定
〃	男衾保育所	昭和55年4月1日	150	R2.4.1 から 120人→150人
私立保育園	こぶし保育園	昭和49年4月1日	80	H28.4.1 から 70人→80人
〃	ゆずの木保育園	昭和50年6月1日	100	H28.4.1 から 90人→100人
〃	いずみ保育園	昭和53年4月1日	70	
〃	寄居のこキッズ保育園	平成21年4月1日	50	H29.1.1 から 20人→50人
小規模保育事業所	小規模保育園いずみ	平成30年9月1日	19	
私立幼稚園	寄居若竹幼稚園	昭和45年2月25日	280	
認可外保育施設	寄居センター保育ルーム	平成21年9月1日	10	埼玉北部ヤクルト販売(株) 事業所内保育施設
〃	花ぞの保育園なないろ	令和元年9月1日	24(12)	企業主導型保育事業 ()内は地域受入定員
放課後児童クラブ	寄居はちのこクラブ	昭和57年4月1日	60	
〃	寄居はやぶさクラブ	平成20年4月1日	40	
〃	桜沢おひさまクラブ第1	平成13年4月1日	30	
〃	桜沢おひさまクラブ第2	平成29年4月1日	40	
〃	鉢形はりきりクラブ	昭和58年4月1日	70	
〃	男衾はらっぱクラブ	昭和58年4月1日	70	
〃	男衾つくしんぼクラブ	平成30年4月1日	30	
〃	用土わんぱくクラブ	平成7年4月1日	40	
〃	用土げんきっ子クラブ	平成30年4月1日	25	
障害児通園施設	つばさの園	平成12年10月1日	—	
児童館	寄居町児童館	昭和57年5月1日	—	
乳児院	玉淀園	昭和23年6月1日	50	
小規模住宅型 児童養育事業所	ファミリーホーム「三愛茜の里」	平成27年10月1日	6	

*城南保育所は令和2年3月31日に廃止。

*認可外保育施設：乳幼児を保育する施設であり、都道府県知事、政令指定都市又は中核市の市長の認可を受けていない施設を総称したもの

*障害児通園施設（障害者総合支援法による児童デイサービス）：障害児が、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うもの

*乳児院：保護者の病気、次子の出産などにより、保護を要する0歳から概ね2歳児（特に必要と認められる場合は就学前まで）を入院させて養育することを目的とする施設

*児童：児童福祉法の規定により、満18歳に満たない者

*乳児：満1歳に満たない者

*幼児：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

5 次世代育成支援対策行動計画の事業評価

次世代育成支援対策行動計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）の基本目標である「安心して出産・育児ができるまち」、「健やかに子どもが育つまち」、「子どもの居場所・遊び場が整ったまち」の21の基本施策のもとに位置づけられた99の個別事業の実施状況を担当課による評価を行いました。

事業の取り組み状況では、9割以上の事業は順調に取り組んでおり、子育て環境は向上しつつあります。事業の取り組み状況を3つの段階で評価したところ、93の事業が順調、2つの事業はやや遅れているという評価となっています。

■事業評価結果

取り組み状況	事業数	事業名
順調	93	ファミリー・サポート・センター事業/低年齢児保育の充実/子育て支援情報の充実/保育所の整備/こども医療費支給事業の推進/乳幼児健康診査の充実/不妊治療費の助成/ボランティア体験機会の充実ほか85事業
やや遅れている	2	養育支援が必要な家庭への家庭訪問事業の充実/段差のない歩道の整備促進
廃止	4	つどいの広場/勤労者住宅資金利用の促進/子ども博士検定/イングリッシュ・サマーキャンプ

6 寄居町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、第2期寄居町子ども・子育てスマイルプランを策定するにあたり、教育・保育・子育て支援に関する利用状況や今後の利用希望等を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

〔調査期間〕 平成30年11月26日～平成30年12月17日まで

〔調査地域〕 寄居町内全域

〔調査対象〕

就学前児童保護者調査 寄居町内在住の未就学児童のいる世帯（無作為抽出）

就学児童保護者調査 寄居町内在住の就学児童のいる世帯（無作為抽出）

〔調査方法〕 無作為抽出によるアンケート調査、郵送により調査票を配布・回収

〔調査結果〕

調査種類	配布数	回収数	回収率
未就学児童保護者調査	800 票	359 票	44.9%
就学児童保護者調査	800 票	345 票	43.1%
合計	1,600 票	900 票	44.0%

(3) 調査結果の重要ポイント

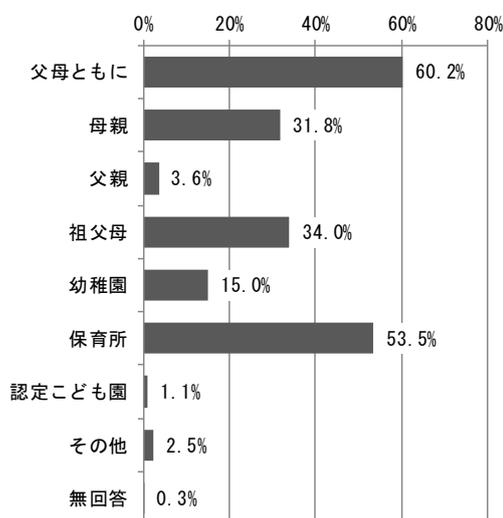
- 父母ともに子育てに関わる家庭（就学前児童保護者60.2%、就学児童保護者約52.2%）は、半数以上の過程で父親の育児への参加がみられることから、子育てを夫婦でしているという家庭が一般的となっている。
- 祖父母も子育てに果たす役割は小さくなく、子どもをみてもらえる友人・知人もいることがわかる。
- 子育ての相談相手が「いる」と回答した人は、9割を超えているが、「いない」と回答した方（就学前児童保護者4.7%、就学児童保護者9.0%）いるため、相談したいときに適切な対応が必要である。
- ひとり親の世帯（就学前児童保護者8.9%、就学児童保護者15.9%）が1割前後となっており、支援やサポートを継続していく必要がある。
- パート・アルバイト等も含めて母親の就労率（就学前児童保護者70.8%、就学児童保護者82.1%）は高く、このため、認可保育所の利用は4人に3人と多くなっている。
- 就学前児童が病気等で普段使っている保育施設等が使えない場合に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が43.4%となっている。
- 放課後児童クラブの利用希望は、低学年で43.0%、高学年で30.7%となっている。
- 子育ての悩みは、未就学児で「食事や栄養」「病気や発達・発育」「叱りすぎ」、就学児で「学業」「友達関係」「過ごす時間がない」となっている。

- 生活環境面では、就学前児童及び就学児童共に「子どもの遊ばせる場の確保」「犯罪被害にあわないように暗い通りの改善」などの要望が多くなっている。
- 町に望む施策は、就学前児童保護者は「子連れで出かけて楽しめる場所の整備」「保育園や幼稚園の費用の負担の軽減」「児童館等親子が集まれる場所の提供等」となっている。就学児童保護者は「子連れで出かけて楽しめる場所の整備」「放課後児童クラブの費用の負担の軽減」「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」となっている。

(4) 主な調査結果

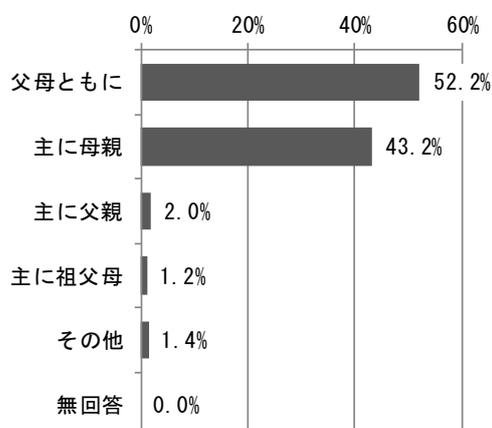
■父母ともに子育てに関わる家庭（就学前児童保護者60.2%、就学児童保護者52.2%）は、半数以上の過程で父親の育児への参加がみられることから、子育てを夫婦でしているという家庭が一般的となっている。

(未就学児童調査問6) 子育てに日常的に関わっている方(施設)〈複数回答〉



項目	度数	構成比
父母ともに	216	60.2%
母親	114	31.8%
父親	13	3.6%
祖父母	122	34.0%
幼稚園	54	15.0%
保育所	192	53.5%
認定こども園	4	1.1%
その他	9	2.5%
無回答	1	0.3%
回答者数	359	

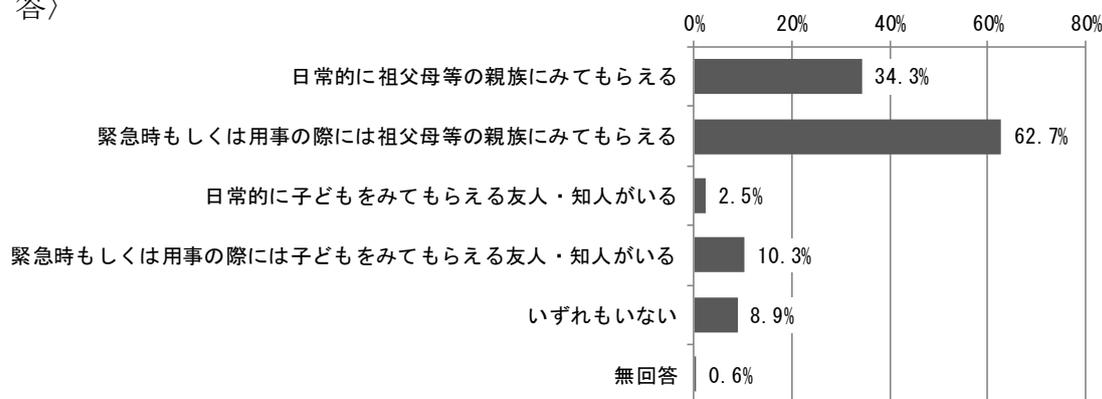
(就学児童調査問6) 子育てに日常的に関わっている方〈複数回答〉



項目	度数	構成比
父母ともに	180	52.2%
主に母親	149	43.2%
主に父親	7	2.0%
主に祖父母	4	1.2%
その他	5	1.4%
無回答	0	0.0%
合計	345	100.0%

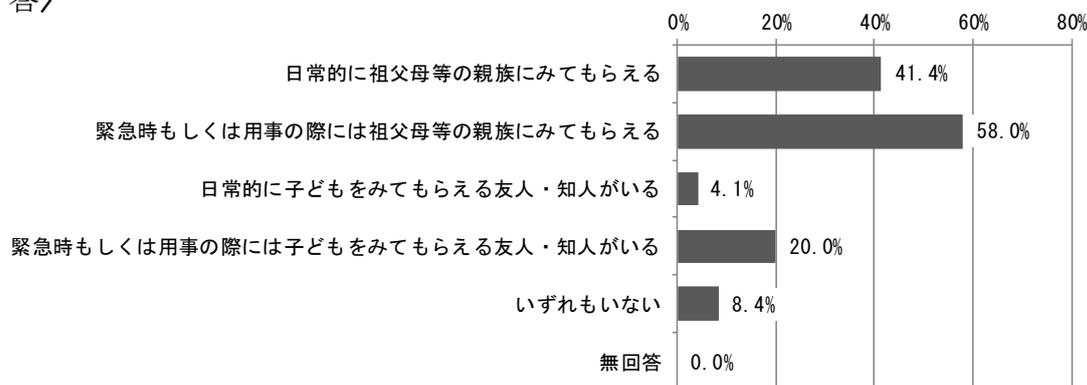
■祖父母も子育てに果たす役割は小さくなく、子どもをみてもらえる友人・知人もいることがわかる。

(未就学児童調査問7) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉



項目	度数	構成比
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	123	34.3%
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	225	62.7%
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	9	2.5%
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	37	10.3%
いずれもない	32	8.9%
無回答	2	0.6%
回答者数	359	

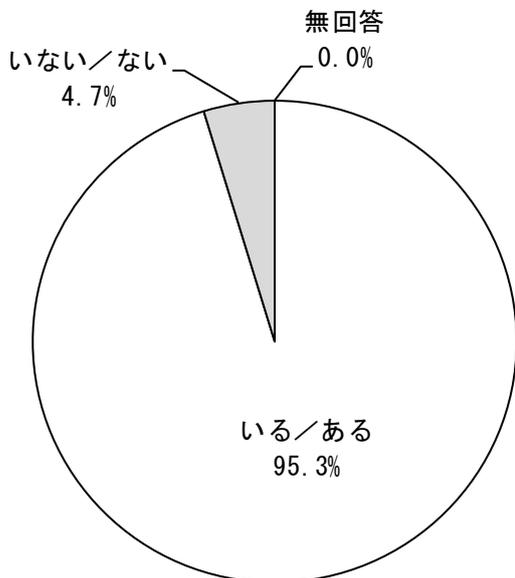
(就学児童調査問7) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉



項目	度数	構成比
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	143	41.4%
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	200	58.0%
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	14	4.1%
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	69	20.0%
いずれもない	29	8.4%
無回答	0	0.0%
回答者数	345	

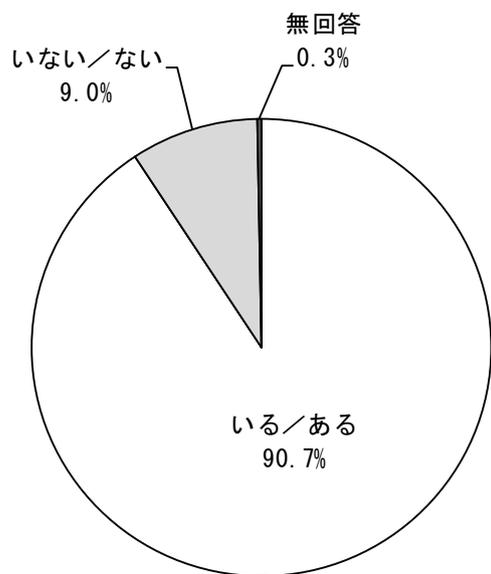
■子育ての相談相手が「いる」と回答した人は、9割を超えているが、「いない」と回答した方（就学前児童保護者4.7%、就学児童保護者9.0%）いるため、相談したいときに適切な対応が必要である。

(未就学児童調査問8) 子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無



項目	度数	構成比
いる／ある	342	95.3%
いない／ない	17	4.7%
無回答	0	0.0%
合計	359	100.0%

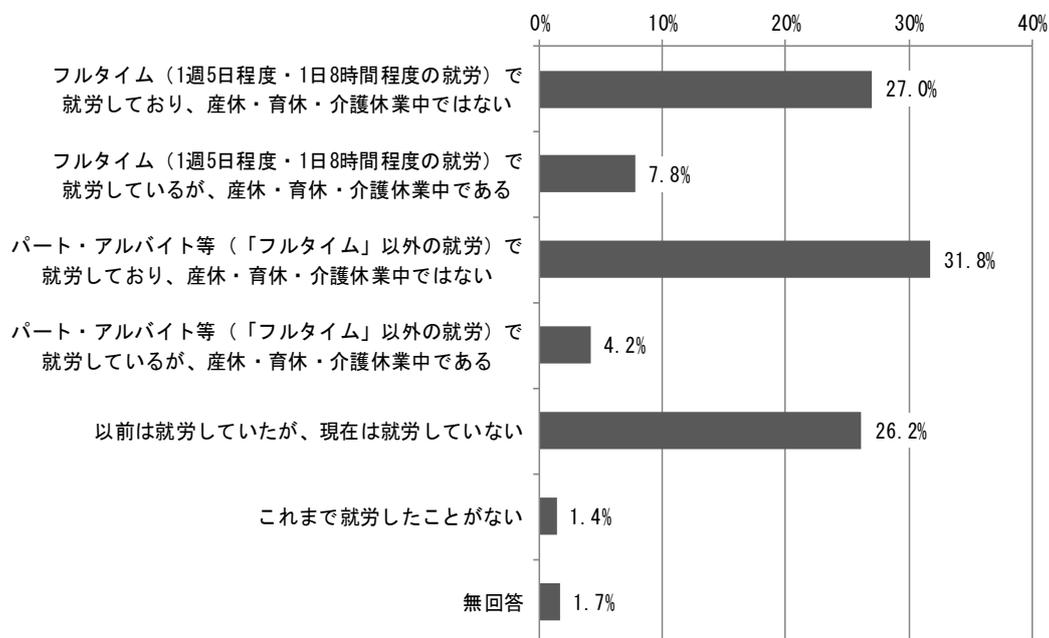
(就学児童調査問8) 子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無



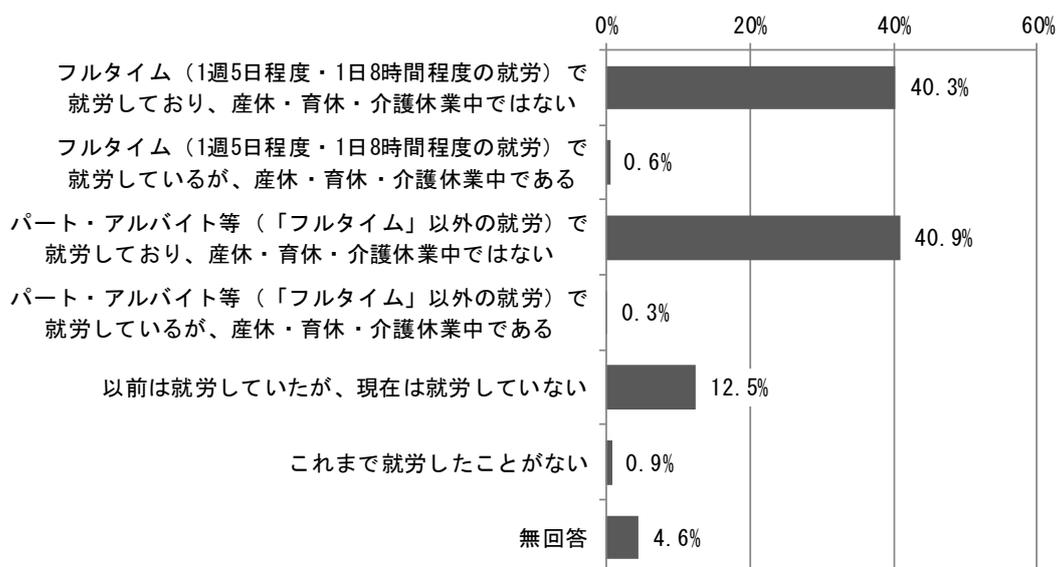
項目	度数	構成比
いる／ある	313	90.7%
いない／ない	31	9.0%
無回答	1	0.3%
合計	345	100.0%

■パート・アルバイト等も含めて母親の就労率（就学前児童保護者70.8%、就学児童保護者82.1%）は高く、このため、認可保育所の利用は4人に3人と多くなっている。

(未就学児童調査問9) (1) 母親の現在の就労状況

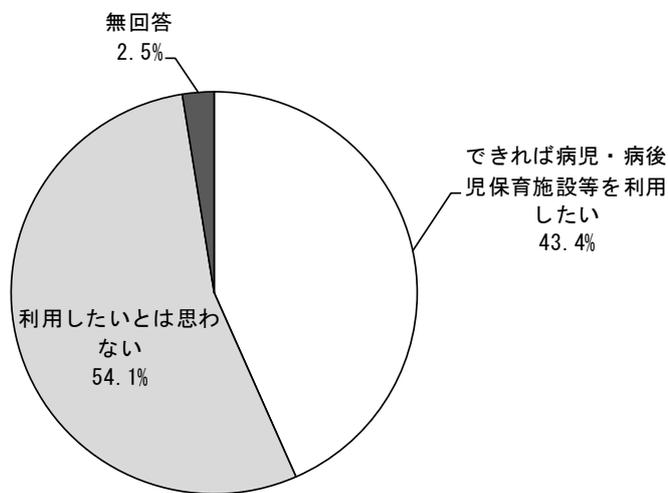


(就学児童調査問9) (1) 母親の現在の就労状況



■就学前児童が病気等で普段使っている保育施設等が使えない場合に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が43.4%となっている。

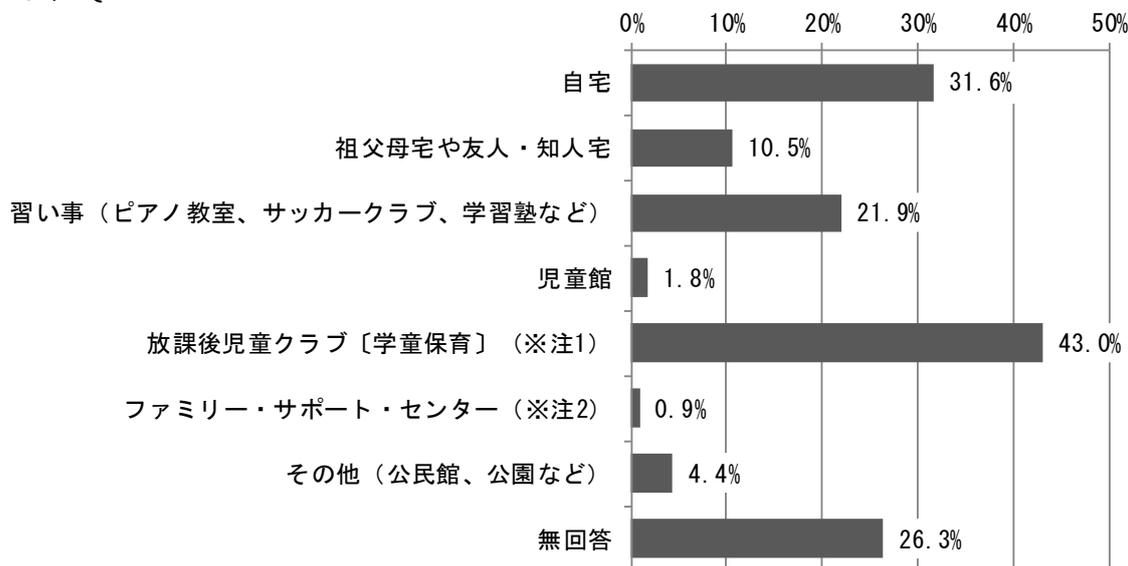
(未就学児童調査問18-2) 病児・病後児施設の利用希望



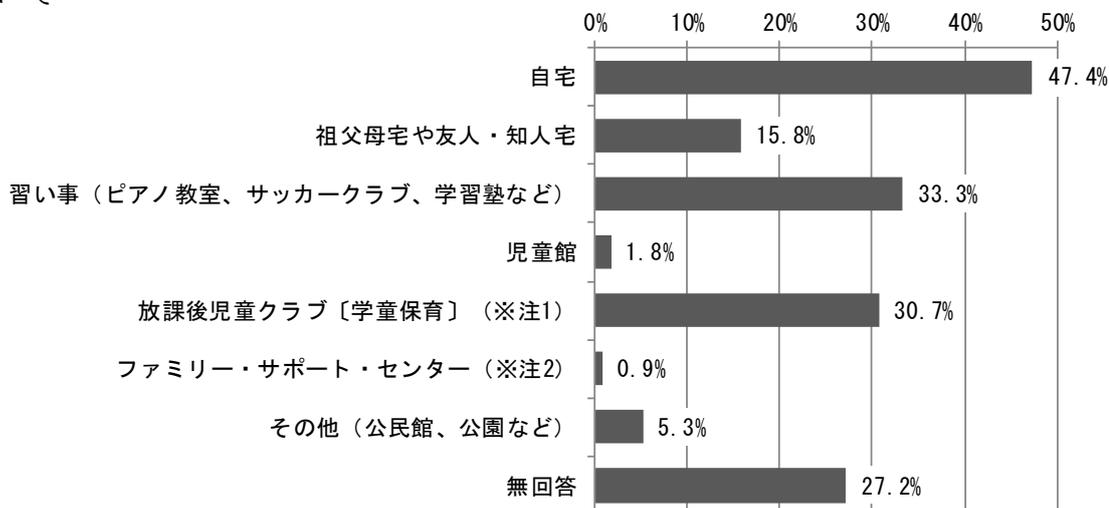
項目	度数	構成比
できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	69	43.4%
利用したいとは思わない	86	54.1%
無回答	4	2.5%
回答者数	159	100.0%
非該当	200	
合計	359	

■放課後児童クラブの利用希望は、低学年で43.0%、高学年で30.7%となっている。

(未就学児童調査問22) 小学校就学後(小学校低学年)の放課後の過ごし方について



(未就学児童調査問23) 小学校就学後(小学校高学年)の放課後の過ごし方について

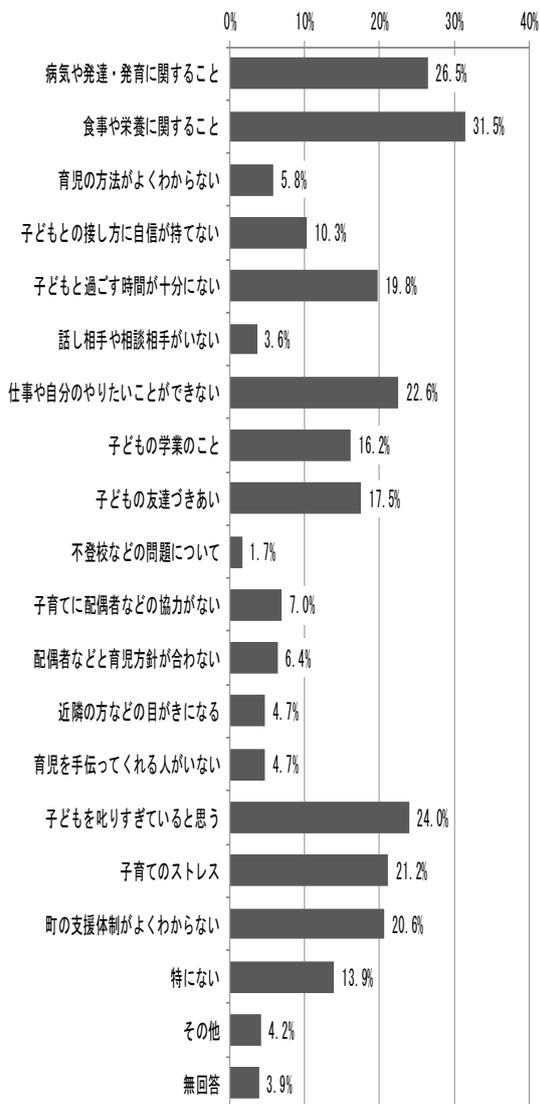


※注1：保護者の共働きなどで、放課後に子どもの面倒がみられない家庭のお子さんを預かる保育施設。

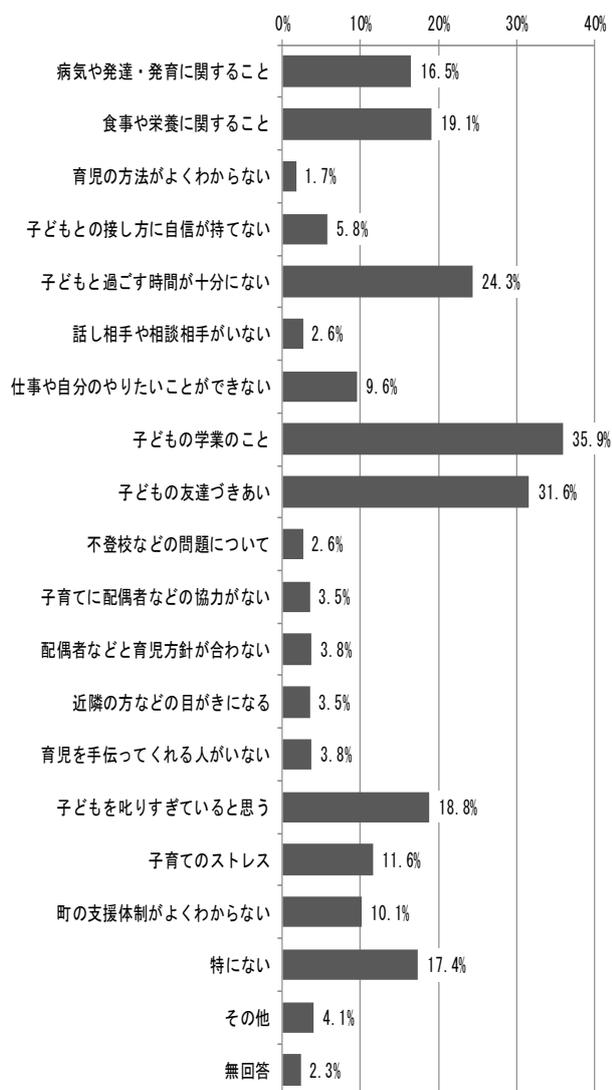
※注2：子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育てを援助したい方(提供会員)が会員となり、地域での子育てを支援する相互援助活動。

■子育ての悩みは、未就学児で「食事や栄養」「病気や発達・発育」「叱りすぎ」、就学児で「学業」「友達関係」「過ごす時間がない」となっている。

(未就学児童調査問26) 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

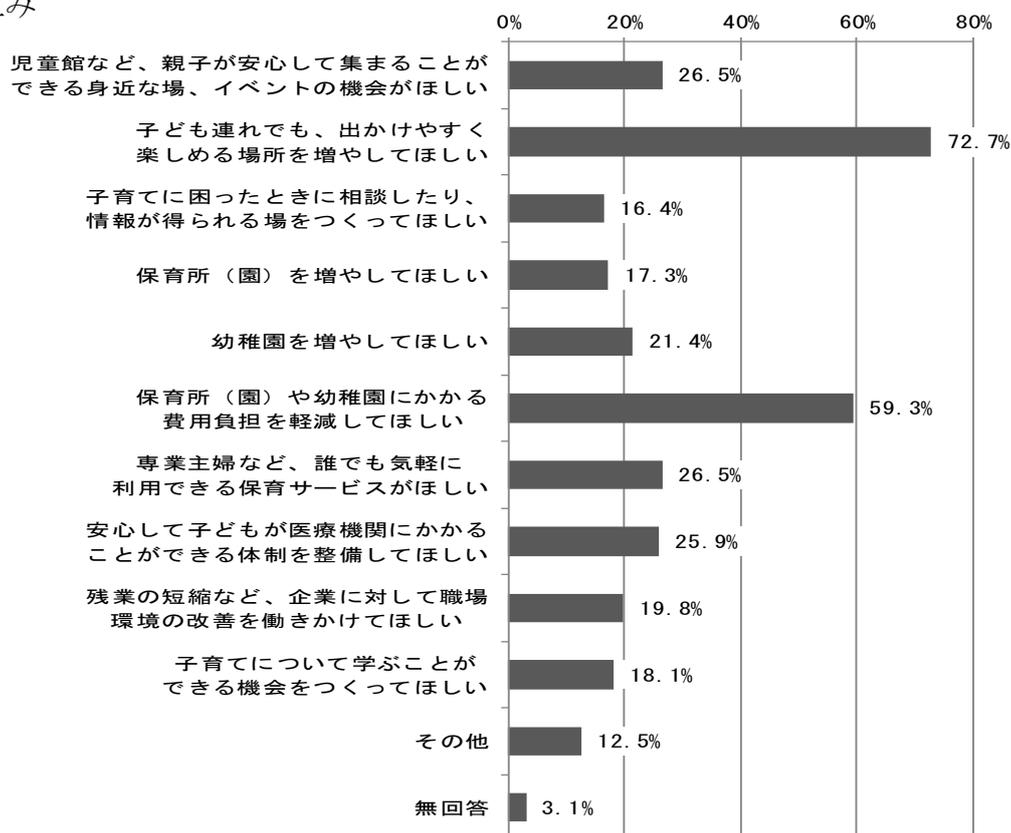


(就学児童調査問13) 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

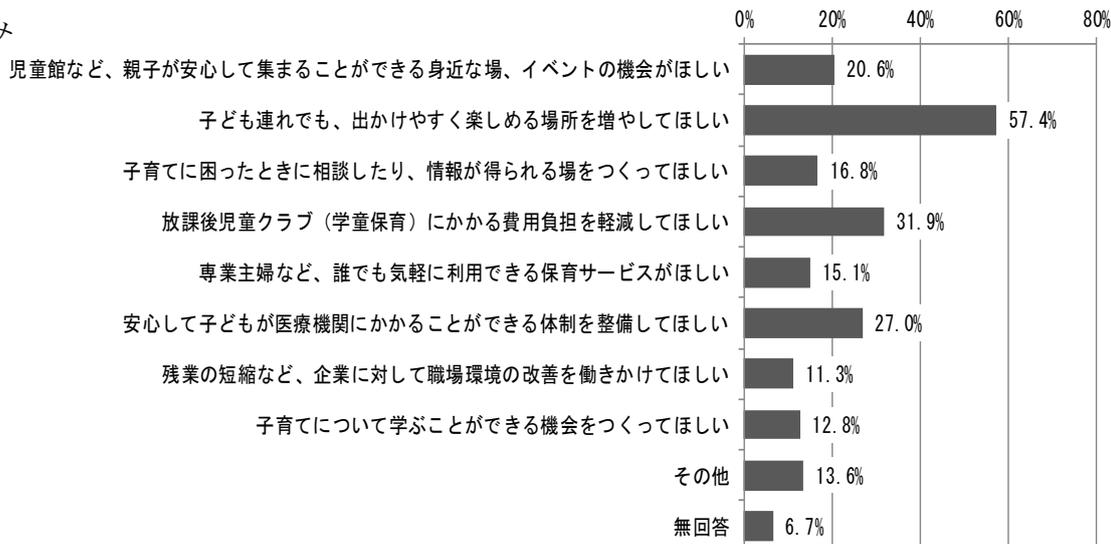


■町に望む施策は、就学前児童保護者は「子連れで出かけて楽しめる場所の整備」「保育園や幼稚園の費用の負担の軽減」「児童館等親子が集まれる場所の提供等」となっている。就学児童保護者は「子連れで出かけて楽しめる場所の整備」「放課後児童クラブの費用の負担の軽減」「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」となっている。

(未就学児童調査問29) 子どもの健やかな成長のために、町として必要な取り組み



(就学児童調査問16) 子どもたちの健やかな成長のために、町として必要な取り組み



7 計画の重点課題

(1) 教育・保育サービスの提供

少子化が進む本町のまちづくりを進める中で、第1期の子ども・子育てスマイルプランの推進など、これまで保育サービス等の充実に努めてきました。この経緯を踏まえ、子ども・子育て新制度への的確な対応を進め、保育ニーズの充足、保育所待機児童ゼロの維持と保育の質の向上、子育て支援の一層の充実に努める必要があります。また、多様化する保育ニーズにこたえるため、引き続き、延長保育、一時保育の充実に努めるとともに、土曜保育や病後児・病児保育などの推進を図り、女性の活躍等を後押しする支援を積極的に行っていく必要があります。

また、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月から子育て世代の経済的負担軽減、生涯にわたる人格の基礎を培う幼児教育・保育の重要性の観点から幼児教育・保育の無償化を実施しています。あわせて、教育・保育、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努める必要があります。

町立保育所の整備再編については、平成28年12月に策定した「寄居町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、町立保育所については、統合または民営化により整備再編していくことを定めた個別計画「寄居町立保育所整備再編計画」を策定しています。この計画に基づき、町立保育所の整備再編を進めていく必要があります。

また、待機児童対策としては、女性の就労等による社会進出が増える中で低年齢児教育・保育の需要の増加が見込まれることから、国の「子育て安心プラン」を踏まえ、低年齢児教育・保育サービスが安定的に提供できる体制の充実に努める必要があります。

(2) 子育て支援の充実・強化

人口推計によると、大多数の自治体と同様に、本町も少子化が進行する傾向にあります。町の将来像を展望したとき、次世代育成支援対策への取り組みを進め、少子化の進行を抑えるための各施策を効果的に推進していくことが重要となります。

また、社会環境の変化等に伴い、児童虐待が増加することも懸念されます。子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等の推進、児童虐待の発生予防・早期発見等を行うため、引き続き、子育て世代包括支援センター「すくすくテラス」、児童相談所、警察などの関係機関が情報共有し、連携・強化を図っていく必要があります。

また、保育所等の乳幼児関連施設、小・中学校、地域（各行政区や民生児童委員）、家庭、医療機関、児童相談所等による子育てネットワークを強化し、地域の「子育て力」を最大限に発揮できる体制をさらに充実させることが必要であります。また、子育てに関連するサービスや相談事業、町民の自主的な子育て支援活動内容等を、多くの町民が共有し、地域で支えあえる仕組みを充実させる必要があります。

(3) 仕事と家庭の両立支援

ニーズ調査では、未就学児童の母親で70.8%、就学児童の母親で82.1%の就労状況があり、女性の就労が進んでいることが見受けられ、家庭生活の時間的な比重が就労に偏っている傾向にあります。このことから引き続き、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が重要な課題となっています。このワーク・ライフ・バランス実現のためには、産休・育児休暇制度等が整い、取得しやすいなど、子育て世帯に優しい就労の場の確保や医療費や子育てに関する各種手当ての支給などの経済的な負担に対する軽減措置等を行い、女性が活躍できる基盤作りを推進していく必要があります。

また、男女が共同して、子育てを含む充実した家庭生活の営みに参加できるように男女共同参画計画の普及に努めるとともに、緊急時等の一時的な保育など、多様な保育ニーズへの対応を進め、子育てを負担に思う気持ちや、不安・ストレスを軽減する取り組みをさらに進めていく必要があります。

(4) 健やかな子どもを育てる教育の推進

子ども時代の様々な体験は将来の人格形成に大きな影響を及ぼします。学校教育とともに、豊かな自然環境の中での活動や、地域の文化に親しみ、多くの人々とふれあい、交流する活動、職業体験等を通じて、たくましく、心豊かに生きる力を醸成する必要があります。

このような中で、子どもの自主性を生かし、子どもたちの主体的な活動を育み、支援するとともに、こうした取り組みを温かく見守り、子どもの健全な成長をしっかりと支えることができるよう、親自身が家庭教育を学習する機会を充実していく必要もあります。

また、中一ギャップの解消や学びの連続性による学力向上のため、9年間を見通した教育課程で小学校と中学校が一体となり、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた子どもに成長できるよう、小中一貫教育を推進していく必要があります。

(5) 安心できる居場所や遊び場づくり

子どもを取り巻く社会環境・自然環境のめまぐるしい変化により、子どもが犯罪に巻き込まれる危険性が高まっているとともに、子どもの健全な成長を阻害する要因の増加も懸念されています。加えて、核家族の増加に伴い、家族が子どもを守り育てる力も弱まり、子どもがこうした環境変化に直接さらされる危険性も高くなっています。

このような中で、放課後の子どもの安全・安心な活動場所の確保、子どもの健全な発達のための良質な環境を整える必要があります。

特に小学生の放課後の過ごし方について、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、国は、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心

な居場所の確保を図ること等定めた「新・放課後児童総合プラン」を策定しました。このことから、小学生の放課後のあり方については、このプランを踏まえ、教育委員会と子育て支援担当課等関係課において研究・検討をしていく必要があります。

第3章 基本方針

1 基本理念

寄居町では、これまで「子育て 親育ち 地域育ち 子育てつなぐ寄居町」という基本理念のもと、「子どもの視点」「次代の親づくりという視点」「サービス利用者の視点」「社会全体による支援の視点」「仕事と生活の調和実現の視点」「すべての子どもと家庭への支援の視点」「地域における社会資源の効果的な活用の視点」「サービスの質の視点」「地域特性の視点」などに留意して計画を進めてきました。

本計画においては、これまでの取組みをさらに発展的に推進できるよう、次世代育成支援行動計画で定めた基本理念を踏襲することとしますが、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、小・中学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことで、「家庭を築き、子どもを産み、育てる」という人々の願いが叶えられ、すべての子どもが笑顔で健やかに成長でき地域も笑顔、家族も笑顔で子どものいる団らんを楽しめる社会の実現を目指し、第2期計画の愛称も引き続き、「寄居町子ども子育てスマイルプラン」とします。

子育て 親育ち 地域育ち 子育てつなぐ寄居町

「子育て」…すべての子どもがその誕生を喜ばれ、人と人との関わりを通して豊かな人間性を形成し、「主体性」を持った存在として、たくましく成長していけるように応援します。

「親育ち」…子どもを生み育てる親が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら互いに希望を語り合い、子育てを通して親も育っていく環境づくりを応援します。

「地域育ち」…地域が、人々の交流を通して、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、協力し合える環境となっていくことを応援します。

2 基本目標

寄居町では、基本理念を実現するため、5つの基本目標を掲げ、各種の施策・事業を展開していくこととします。

本計画の重点課題を踏まえ、より細かな事業・取り組みを推進します。

基本目標1 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援

基本目標2 みんなが子育てに参加するまち

基本目標3 安心して出産・育児ができるまち

基本目標4 健やかに子どもが育つまち

基本目標5 子どもの居場所・遊び場が整ったまち

(1) 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援

(子ども・子育て支援事業計画)

人々の意識の変化やライフスタイルの都市化・多様化・個性化に伴い、住民のニーズも多様化しています。

このため、子ども・子育て支援新制度に基づき、ニーズに対応した教育・保育サービス等の提供と子ども・子育て支援の充実を図るとともに、子育て家庭に配慮した働き方を提唱し、仕事と子育てが両立できる環境を創出していきます。

(2) みんなが子育てに参加するまち

結婚や出産を控えた若い世代が、子育てに明るい希望が持てるよう、家庭での子育てを支援し、地域では「子育て」と「親育ち」を支援することに取り組み、子どもがのびのびと生まれ育つまちづくりへとつなげていきます。また、子育ての孤立を防ぎ、子育ての尊さを理解した地域を目指します。

(3) 安心して出産・育児ができるまち

子どもの健康や病気は親にとって最大の関心事であり、特に医療サービスに対する評価が厳しくなっています。このため、子育て世代包括支援センターの各事業、育児体験などを通じて子どもの成長・発達に関する正しい知識や適切な指導を行うことで、親子の不安解消、親育ちを支援していきます。

(4) 健やかに子どもが育つまち

子どもの最善の利益の実現に向けて、子どもの健全育成に取り組んでいきます。特に、子どもたち一人ひとりが、健康で心豊かな人間に成長し、自立する力を身につけることを目指して、充実した子ども時代を過ごすことができるよう、さまざまな体験を自主的に選び取れる環境づくりに努めます。

(5) 子どもの居場所・遊び場が整ったまち

何よりも子どもの安全が守られ、安心して育てることができる地域を目指して、保育所等の乳幼児関連施設、小・中学校、地域（各行政区や民生児童委員）、家庭、医療機関、児童相談所等による子育てネットワークを強化し、子どもの安全・安心な居場所の確保等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えます。



3 施策の体系

基本目標	基本施策
1 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援（子ども・子育て支援事業計画）	(1) 教育・保育提供区域の設定
	(2) 量の見込みと質の確保
	(3) 成果目標
2 みんなが子育てに参加するまち	(1) 子育て支援機能の充実
	(2) 子育て支援のネットワークづくり
3 安心して出産・育児ができるまち	(1) 保育サービスの向上
	(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の充実
	(3) 子育て支援情報の充実
	(4) ひとり親家庭の支援の充実
	(5) 経済的支援の推進
	(6) 子どもを犯罪から守る対策の推進
	(7) 交通安全対策の推進
	(8) 子育てを支援する生活環境の整備
4 健やかに子どもが育つまち	(1) 親と子の健康と福祉の充実
	(2) 要保護児童対策の推進
	(3) 障害児支援の充実
	(4) 子育てと仕事の両立の支援
	(5) 幼児教育・学校教育の充実
	(6) 食育の推進
	(7) 思春期保健対策の推進
5 子どもの居場所・遊び場が整ったまち	(1) 多様な体験プログラムの充実
	(2) 子どもの遊び場等の充実
	(3) 子どもの人権の尊重
	(4) 子どもが健全に育つための環境整備
■ 計画の推進	(1) 計画推進・進行管理体制の整備
	(2) 関係機関相互の連携促進

第4章 施策の展開

1 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育サービスの提供区域を全町1区域として設定します。

(2) 量の見込みと質の確保

低年齢児保育等の需要への対応及び子どもたちの安全と安心を確保するための施設の耐震化を図ります。また、幼稚園、保育所等の教育・保育施設等の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

① 幼稚園（未移行幼稚園、新制度移行済幼稚園）

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	189	178	178	178	178	178
確保量②	290	290	290	290	290	290
②-① (余力)	101	112	112	112	112	112

※量の見込みは、町内児童の町内施設及び町外施設の利用人数の合計

※H30年度実績は、平成31年3月時点の入所児童数

①-2 上記①のうち、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	88	80	80	80	80	80
確保量②	88	80	80	80	80	80
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

※H30年度実績は、平成31年3月時点の入所児童数

② 保育所等（満3歳以上、保育の必要性あり）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童を保育する施設です

単位：人

		平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	量の見込み (a+b) ①	409	432	422	422	422	422
	保育所(a)	409	429	419	419	419	419
	企業主導型保育 施設(地域枠)(b)	-	3	3	3	3	3
確保方策	確保量 (a+b+c) ②	530	458	427	427	427	427
	保育所(a)	530	455	424	424	424	424
	企業主導型保育 施設(地域枠)(b)	-	3	3	3	3	3
	②-① (余力)	121	26	5	5	5	5

※量の見込みは、町内児童の町内施設及び町外施設の利用人数の合計

※H30年度実績は、平成31年3月時点の入所児童数

③ 保育所等（満3歳未満、保育の必要性あり）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳までの児童を保育する施設です。

単位：人

		平成30年度 (実績)		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳
量の見込み	量の見込み (a+b+c) ①	49	255	54	256	60	266	60	266	60	266	60	266
	保育所(a)	41	245	46	246	52	256	51	254	51	254	51	254
	特定地域型保育事業(b)	8	10	7	9	7	9	7	10	7	10	7	10
	企業主導型保育施設(地域枠)(c)	-	-	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
確保方策	確保量 (a+b+c) ②	49	255	54	256	60	266	60	266	60	266	60	266
	保育所(a)	41	241	44	237	50	247	50	247	50	247	50	247
	特定地域型保育事業(b)	8	14	7	13	7	13	7	13	7	13	7	13
	企業主導型保育施設(地域枠)(c)	-	-	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6
	②-① (余力)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは、町内児童の町内施設及び町外施設の利用人数の合計

※H30年度実績は、平成31年3月時点の入所児童数。

【教育・保育施設の確保方策の考え方】

①及び②の満3歳以上児の利用する幼稚園や保育所施設の確保量は充足しています。

③の満3歳未満の低年齢児は、今後さらに需要が増えることが見込まれるため、令和2年度から統合・男衾保育所の開設により、又、令和3年度からは、用土保育所の民営化に伴う保育所の新設により、低年齢児保育施設を拡充させ、保育需要に対応していきます。

④ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、11時間の通常の開所時間外に保育所等の保育を実施する事業です。

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	173	200	200	200	200	200
確保量②	173	200	200	200	200	200
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

延長保育事業については、平成30年度時点で町立寄居保育所、私立保育園4か所、小規模保育事業所1か所で11時間を超える保育を実施しています。引き続き、現在の提供体制を確保するとともに、令和2年度から町立男衾保育所において延長保育事業を実施し、保育需要に対応していきます。

⑤ 放課後児童健全育成事業（9か所）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後の専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

◆新・放課後子ども総合プランの目標量等◆

これまでの放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施状況を踏まえ、教育委員会と子育て支援担当課が連携し、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について研究していきます。

(1)放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	351	370	375	380	385	390
低学年	233	250	252	255	257	260
高学年	118	120	123	125	128	130
確保量②	405	405	405	405	405	405
②-① (余力)	54	35	30	25	20	15

※平成30年度実績は、平成31年3月時点の在籍児童数

【提供体制、確保方策の考え方】

現在の提供体制を確保し、保育需要の増加に対しては、必要に応じて対応していきます。

(2)一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の達成されるべき目標事業量

○放課後児童クラブの利用状況や地域の実情を踏まえ、教育委員会と子育て支援担当課で研究していきます。

(3)放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

○現在、実施している放課後子ども教室（より・E放課後塾）を引き続き、実施していきます。

- (4)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
○教育委員会と子育て支援担当課で新・放課後子ども総合プランに基づき、運営委員会を設置し、先進自治体の先例を踏まえ、研究していきます。
- (5)小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
○教育委員会と子育て支援担当課で新・放課後子ども総合プランに基づき、運営委員会を設置し、研究していきます。
- (6)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と子育て支援担当課の具体的な連携に関する方策
○教育委員会と子育て支援担当課で新・放課後子ども総合プランに基づき、運営委員会を設置し、研究をしていきます。
- (7)特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
○小学校、運営事業者及び町の連絡・連携体制を強化し、対応していきます。
- (8)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
○現状の取組みを確保し、実施していきます。
- (9)各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
○保護者会、運営事業者、町で定期的に懇談会等を開催し、情報共有及び連携をしていきます。
- (10)各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策
○町公式ホームページや運営事業者による広報誌等で周知を図り、情報提供をしていきます。

⑥ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：上段 人回（年間の延べ利用人数）、下段 箇所数

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	9,478 5	11,700 6	11,700 6	11,700 6	11,700 6	11,700 6
確保量②	9,478 5	11,700 6	11,700 6	11,700 6	11,700 6	11,700 6
②-① (余力)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

【提供体制、確保方策の考え方】

地域子育て支援拠点事業については、平成30年度時点で町立寄居保育所、私立保育園4か所で実施しています。引き続き、現在の提供体制を確保するとともに、令和2年度から町立男衾保育所内に子育て支援センターを開設し、対応していきます。

⑦ 一時預かり保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	21,274	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
確保量②	21,274	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

2) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外
（町立保育所及び私立保育園での一時預かり）

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	522	550	550	550	550	550
確保量②	522	550	550	550	550	550
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、町内の幼稚園で実施しています。また、幼稚園在園児以外の一時預かりは、町立保育所及び私立保育園（2か所）で実施しています。現在の提供体制を確保するとともに、私立保育園に一時保育事業の実施を促します。

⑧ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	300	450	600	750
確保量②	0	0	750	750	750	750
②-① (余力)	0	0	450	300	150	0

【提供体制、確保方策の考え方】

病児・病後児保育ニーズが高いことから、令和3年度から用土保育所の民営化に伴い、病後児保育施設等を確保し、病児・病後児保育事業を推進していきます。

⑨ ファミリー・サポート・センター事業

育児支援を受けたい人と育児支援を行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎や一時的な預かり等、育児に関する援助活動を行う事業です。

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	26	150	150	150	150	150
低学年	22	120	120	120	120	120
高学年	4	30	30	30	30	30
確保量②	26	150	150	150	150	150
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

今後も利用会員の増加が見込まれることから、提供体制の確保のため、援助会員の拡大を努めるとともに、援助活動の質の向上を図るため、援助会員に対する研修の充実に努めます。

⑩ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2,492	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520
確保量②	2,492	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

※健診数：1人あたり14回

【提供体制、確保方策の考え方】

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、医師等による健康診査を妊娠中に14回受診できる健康診査受診票を交付しています。今後も現在の提供体制を確保し、実施していきます。

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	177	200	200	200	200	200
確保量②	177	200	200	200	200	200
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

助産師や保健師が対象家庭に訪問し、子育てに関する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結び付けていきます。今後も現在の提供体制を確保し、実施していきます。

⑫ 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

・養育支援訪問事業

こんにちは赤ちゃん事業や子育て世代包括支援センターすくすくテラス等で把握した養育支援が特に必要な家庭を保健師等専門職員が継続的に訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、児童虐待を未然防止し、保護者の適切な養育につなげる事業です。

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	4	6	8	10	12
確保量②	0	4	6	8	10	12
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

・要保護児童の対応

児童虐待等により、保護者に監護させることが不相当と認められる場合、児童相談所の措置により、その家庭に代わり乳児院や児童養護施設等で養育を行います。

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	4	0	0	0	0	0
確保量②	4	0	0	0	0	0
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

児童相談所、警察等の関係機関で構成されている要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターすくすくテラス（子ども家庭総合支援拠点）を中心に情報を共有し、要保護児童が発生しないよう努めていきます。

⑬ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることや保育が一時的に困難となった児童に対し、宿泊で児童養護施設等で預かる事業です。

単位：人日（年間の延べ利用人数）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	48	50	50	50	50	50
確保量②	48	50	50	50	50	50
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

保護者の子育て不安や負担の解消に向けて、緊急時の児童等の受け入れ体制を確保し、児童養護施設等の契約施設と連携し、対応していきます。

⑭ 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援及び全ての妊産婦等の状況を継続的な把握及び出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）や育児に悩む母親等からの相談・支援を行うとともに専門関係機関を紹介する等、相談・連絡・調整等を図る事業です。

単位：箇所

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	1	1	1	1	1
確保量②	0	1	1	1	1	1
②-① (余力)	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

利用者支援事業（母子保健型）は令和元年度から、寄居町子育て世代包括支援センターすくすくテラスにおいて実施しています。個々の状況に応じた相談支援、情報提供等を行っていくため、引き続き、提供体制を確保していきます。

(3) 成果目標

第2期寄居町子ども・子育てスマイルプランでは、各年度における(1)及び(2)の量の見込みに対する確保量を確保するとともに、主に次の成果目標を掲げ、計画の基本目標を達成するため、事業等を積極的に取り組んでいきます。

○保育所、放課後児童クラブの待機児童

平成30年度	令和6年度
0人	0人

○子育て世代包括支援センターすくすくテラス養育支援相談者数（年間延べ人数）

平成30年度	令和6年度
—	600人

○病後児保育

・施設数

平成30年度	令和6年度
0箇所	1箇所

・利用者数（年間延べ人数）

平成30年度	令和6年度
0人	750人

2 みんなが子育てに参加するまち

基本施策（施策の柱）	施策
（1）子育て支援機能の充実	① 相談・指導の充実
（2）子育て支援のネットワークづくり	① 子育てグループ活動への支援 ② 地域の子育て支援の輪の構築 ③ 交流・ふれあいの充実 ④ 民間企業への働きかけ

（1）子育て支援機能の充実

地域のつながりが希薄化したところでは、母親が一人で子育ての負担を背負い、悩む、「子育ての孤立化」が進みがちです。親が子育て本来の価値と喜びを実感しながら、自信とゆとりをもって子育てできるよう、地域ぐるみの子育て支援の仕組みをつくり、地域の健全な子育て機能の充実を図ります。

① 相談・指導の充実

若年出産や高齢出産などの増加、育児環境の変化などにより、個別支援が重要となっています。子育てに悩んでいるときや相談相手がほしいとき、いつでも気軽に相談に応じられるような体制の整備や、健康相談や育児学級を中心に学習の機会を設け、相談指導の機会の充実を進めます。子どもの健康な成長発達とともに、親自身が子育て不安を解消し、安心して育児ができるよう、支援事業を実施していきます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子育て相談・指導の充実	○保護者の子育てに関する不安や悩み等の相談に対し、子育て支援センターの保育士や子育て世代包括支援センターすくすくテラスの保健師等専門職員が相談相手となり、適切な助言等を行います。	継続 (新掲載)	子育て支援課
保育所の活用	○子育て支援センター事業を保育所で実施するなど保育所を有効に活用するとともに、私立保育園では地域交流の促進として保育所地域活動事業を支援します。	継続	子育て支援課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

子育てで困ったり、不安になったりしたときに相談する場が身近にないということが、育児不安を大きくする原因の一つにもなっています。子育てに関しての的確な情報を得るため、また、子育てで行き詰まりを感じたとき、精神的に孤立しないためにも、親として自信が持てる、認めてもらえる場と子育て中の仲間をつくるのが大切です。地域コミュニティにおける自主的な子育て支援活動への応援と、そのネットワークづくりが求められています。

① 子育てグループ活動への支援

子育て世帯が、子育ての楽しさを通じて輪を広げられるよう、地域子育て支援センター事業を中心に、自主的な子育てサークルの維持や相談援助、情報交換活動を支援します。また、子育て世帯だけでなく、これから子育てを担う世代の参加も含めた仲間づくりを研究・検討していきます。

② 地域の子育て支援の輪の構築

子育て中の保護者から気軽に相談を受け、必要としている支援・サービスを提供できる、地域の子育て支援ボランティアなどの育成に努めます。また、地域の子育て経験のある人たちの力を借りながら、地域における子育て支援の輪を構築します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
地域における子育て支援のネットワーク化	○地域子育て支援センターを中心とする子育て支援のネットワーク化の促進を図るため、町内の子育て支援センターと連携した事業の実施に努めます。 ○赤ちゃんの駅の普及促進やパパ・ママ応援ショップの情報提供を行い、子育てする女性を支援します。	継続	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業（会員相互の援助組織）	○育児支援を受けたい人と育児支援を行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎や一時的な預かり等、育児に関する援助活動を行う事業です。事業のPRを行い、会員数の増加を図ります。	継続	子育て支援課

③ 交流・ふれあいの充実

地域の生活文化に親しみ、生まれ育った郷土への愛着を育てるためにも、各行政区や子ども会等との連携による地域活動の推進、世代間交流等、より多くの人々が参加できる活動を推進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子育て支援員の養成	○県で開催する子育て支援のリーダーやサポーターの研修会・講習会に希望者を募り、子育て支援員の養成に対し支援します。	継続	子育て支援課
地域全体で子育て家庭を支えるPRの推進	○地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関するPRを進めます。	継続	子育て支援課

④ 民間企業への働きかけ

地域ぐるみの子育て支援、次世代育成支援の取組みとして、民間企業の理解と参画を促します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
事業主への働きかけ	○より多くの企業が、子ども・子育て支援対策に取り組むよう働きかけを行います。また、ノー残業デーの導入拡充等による所定外労働時間の削減や育児休暇・休業の促進に関するPRに取り組みます。	継続	商工観光課
積極的な取組みを行っている企業の情報提供の促進	○県作成のパンフレットの配布により、子ども・子育て支援対策に積極的に取り組んでいる企業の登録制度の周知に努めます。	継続	商工観光課

3 安心して出産・育児ができるまち

基本施策（施策の柱）	施策
（1）保育サービスの向上	① 保育施設の整備充実 ② 保育内容の充実 ③ 保育の質の向上
（2）親子が気軽に相談、交流できる場の充実	① 地域子育て支援センター事業等の推進 ② 母子保健サービスの充実 ③ 子どもの健やかな発達の促進 ④ 不妊治療費の助成
（3）子育て支援情報の充実	① 子育て支援情報の提供 ② 子育てガイドブックの配布、内容の充実
（4）ひとり親家庭の支援の充実	① ひとり親福祉の充実 ② 雇用促進及び生活安定の促進
（5）経済的支援の推進	① こども医療費の支給 ② ひとり親家庭等医療費の支給 ③ 児童手当等の推進 ④ 幼児教育・保育の無償化 ⑤ 第3子以降保育料等の無料化 ⑥ 第3子以降学校給食費の無料化 ⑦ 各種経済的支援の推進
（6）子どもを犯罪から守る対策の推進	① 防犯灯の設置等による整備 ② 子どもを守る活動の強化
（7）交通安全対策の推進	① 道路環境の整備 ② 交通安全教育の推進 ③ チャイルドシートの設置促進
（8）子育てを支援する生活環境の整備	① 道路、交通機関等のバリアフリー化推進 ② 子育てに配慮した住宅の普及促進

（1）保育サービスの向上

子育て支援をより一層進めるためには、地域の保育機能の充実が必要であり、子どもをもつ親などが安心して働くことができる地域づくりを進める必要があります。

このため、保育所等の充実をはじめ、多様な保育ニーズに対応した、きめの細かい保育サービスの実施、保育士の資質の向上等による保育の質の向上などに、積極的に取り組む必要があります。

① 保育施設の整備充実

待機児童対策及び低年齢児保育のニーズがあることから、保育所の整備を推進していきます。また、安全・安心な保育の実施のため、施設の耐震化を推進していきます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
保育所の整備	○私立保育園の施設整備に対して、必要な支援に努めます。また、町立保育所の整備再編計画により用土保育所の民営化を進めます。	継続	子育て支援課

② 保育内容の充実

延長保育、一時保育、土曜保育、障害児の受け入れなど、保育需要を勘案しながら、保育所や放課後児童クラブにおいて、きめの細かい保育サービスの提供に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
情報提供の充実	○保育施設の案内の配布、インターネットや多様な情報媒体を活用し、子育て情報の充実に努めます。	継続	子育て支援課
児童の受入体制の整備促進	○入所要件に適合するすべての児童を受け入れる体制の整備を促進します。 ○外国人幼児等が円滑な教育・保育等の利用ができるよう必要な支援に努めます。	継続	子育て支援課
低年齢児保育の充実	○町立保育所、私立保育園及び小規模保育事業所等で引き続き、0歳児からの低年齢児保育を実施します。 ○保育所整備再編に伴い、低年齢児保育の充実に図ります。	拡充	子育て支援課
通常保育の充実	○保育標準時間における通常保育の充実に努めます。	継続	子育て支援課
延長保育事業	○町立寄居保育所、私立保育園及び小規模保育事業所等で引き続き、11時間を超える延長保育に取組みます。 ○町立男衾保育所で延長保育事業を実施します。	拡充	子育て支援課
一時預かり保育事業	○町立保育所において、一時保育事業を実施します。また、保護者のリフレッシュや緊急時に一時的な預かり保育の普及のため情報提供に努めます。 ○私立保育園の一時保育事業の実施を促進します。	継続	子育て支援課
病児・病後児保育の推進	○子育て世帯から要望のある病児・病後児保育について、民間事業者等と連携し、推進します。	新規	子育て支援課

土曜日保育の充実	○保護者の勤務形態の多様化に対応するため、保育所の土曜日保育の充実に努めます。	継続 (新掲載)	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	再掲(P53)	継続 (新掲載)	子育て支援課

③ 保育の質の向上

保育サービスの質の向上を目指して、保育士の積極的な研修会への参加等による保育士資質の向上に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
保育の質の向上	○保育所の保育の質の向上に努めます。 ○放課後児童クラブ運営基準に基づき、運営状況等を定期的に確認し、児童の安全確保と健全な運営を図ります。 ○保育士及び放課後児童クラブ支援員の資質の向上を図るため、必要な研修を積極的に受け、多様化する保育ニーズに応えられるよう努めます。また、町立保育所及び私立保育園の保育士で組織するひまわり保育の会を支援します。	継続	子育て支援課
苦情解決体制の円滑な推進	○保育所における苦情解決体制の円滑な運営を図るとともに、広報誌への掲載及び保育所への制度概要の掲示を行います。	継続	子育て支援課
第三者評価制度の導入の検討	○制度概要の収集及び先進地の資料収集に努め、制度の導入に向け検討します。	継続	子育て支援課

(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の充実

妊娠から周産期にかけて、安心して子どもの誕生を迎え、新しい生活を困難なくスタートできる環境づくりが重要です。母子保健サービスの充実や子どもの健やかな発達を支える支援を充実させ、地域全体で子育てを支援する体制づくりが必要となっています。

① 地域子育て支援拠点事業等の推進

地域子育て支援センターにおける相談・情報提供、交流等の活動の積極的な推進を図るとともに、保育所地域活動事業など、地域の子育て支援体制の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子育て支援センター事業の充実	○既設の子育て支援センターのほか、男衾保育所内に子育て支援センターを開設します。	拡充	子育て支援課

② 母子保健サービスの充実

母子健康手帳交付、育児学級、乳幼児健診、定期健康相談、予防接種など母子保健サービスの充実を図るなかで、育児不安の解消、父親の子育ての参加意識の向上に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
一貫した母子保健システムの充実	○妊娠、出産、育児、就学、児童生徒に至るまで、それぞれの段階に必要な母子保健サービスを提供するとともに、情報の一貫管理により、母子保健システムの充実を図ります。	継続	子育て支援課 健康福祉課
妊婦訪問・こんには赤ちゃん事業の充実	○生後4か月の全ての乳児がいる家庭を保健師等専門職員が訪問します。 ○身体条件や生活環境などの理由により、訪問指導が必要な妊産婦に対し、不安解消を図り、また疾病の予防や早期発見に努めます。訪問では、育児の不安解消と乳児の発達や成長の把握に努めます。 ○心身の発育・発達状況を確認しながら、その状況に応じた支援を行い、母親の育児不安の解消等に努めます。 ○産後うつ予防や早期発見のためエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)により、スクリーニングを実施します。	継続	子育て支援課
広報・PR活動の推進	○乳幼児健康診査時にパンフレットを配布するとともに、相談機関のポスターを掲示するなど、母子保健に関するPRを推進します。	継続	健康福祉課
妊婦健康健診	再掲(P51)	継続 (新掲載)	健康福祉課

③ 子どもの健やかな発達の促進

親が主体的に健康づくりや子育てに取り組むために、子どもの健康や発達について理解を深めるよう、乳幼児健診や子育て教室の内容の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
妊産婦の喫煙・飲酒防止対策	○母子健康手帳交付時やパパママ学級、乳幼児健診時にパンフレットを配布することにより、妊娠中の飲酒・喫煙が胎児に悪影響を及ぼすことの周知に努めます。 ○未成年者の飲酒防止を保育所保護者に対し周知を図ります。	継続	健康福祉課 子育て支援課
受動喫煙防止対策の推進	○訪問や乳幼児健康診査時にタバコの有害性に関するパンフレットを配布し、PRを行います。 ○未成年者の受動喫煙防止を保育所保護者に対し周知を図ります。	継続	健康福祉課 子育て支援課

④ 不妊治療費の助成

妊娠・出産を望むご夫婦に対し、不妊検査・治療、不育症検査費にかかる経済的負担を軽減し、少子化対策及び次世代育成支援の推進を目的に不妊治療費の一部を助成します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
不妊検査費・不妊治療費等の助成	○不妊検査・治療にかかる経済的負担を軽減するために、不妊治療費の一部を助成します。また、不育症検査費の一部を助成します。	継続	健康福祉課

(3) 子育て支援情報の充実

子どもや子育てに関する国の法律や町の制度が大きな変化をみせるなか、サービスを有効に活用するとともに、父親の子育てへの参画や子育てに対する地域住民の意識向上を進めるため、町民に対する情報提供に努める必要があります。

① 子育て支援情報の提供

新たな子育て支援の仕組みやサービスの内容、子育て支援に係る地域の活動等、子育て支援情報について、収集に努めるとともに、体系的に整理した上でその提供に努めます。情報提供については、インターネットや多様な情報媒体を活用します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子育て支援情報の充実	○こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診、担当窓口等において、子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、子育てに関して必要と思われる情報の提供に努めます。	継続	子育て支援課 健康福祉課
子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言	○児童館や子育て支援センターにおいて、子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供などに努めます。	継続	子育て支援課
インターネットを活用した情報提供	○町公式ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等で子育て支援情報の周知に努めます。	継続	子育て支援課

② 子育てガイドブックの配布、内容の充実

子育てに関する情報を盛り込んだ子育てガイドブックの有効活用に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子育てガイドブックの活用	○子育てに関する情報を盛り込んだ子育てガイドブックを子育て世代の保護者に配布し、有効活用に努めます。また、ガイドブックの電子版の周知に努めます。	継続	子育て支援課

(4) ひとり親家庭の支援の充実

近年、全国的に離婚率が上昇しており、ひとり親家庭への支援がより重要になっています。母子家庭、父子家庭の抱える問題の解決に向け、精神的不安の解消や自立支援、経済的支援を推進していく必要があります。

① ひとり親福祉の充実

ひとり親家庭の自立と生活の安定促進のために、子育てや日常生活の相談、経済的な支援を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
ひとり親家庭福祉事業の充実	○県が実施する母子及び寡婦福祉資金制度やひとり親家庭就学援助制度の普及に努めます。	継続	子育て支援課

② 雇用促進及び生活安定の促進

就業に関する相談、必要な技能や知識を身につけるための情報提供を充実します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
雇用の促進	○ひとり親家庭等の就労促進のため、就業相談等への支援を行います。	継続	商工観光課

(5) 経済的支援の推進

出産費用や子どもが生まれてから社会人になるまでかかる教育費などの子育て費用が、親にとって大きな負担となっている現実がうかがえます。

ニーズ調査における町に期待する子育て支援策として「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」という回答など、経済的な負担の軽減についての要望が高くなっています。

各種手当や助成制度などの経済的な支援の継続をするとともにその普及・周知が必要となっています。

① こども医療費の支給

こどもの医療費に係る負担の軽減を図るため、医療費支給の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
こども医療費支給事業等の推進	○18歳未満までの入院及び通院に伴うこどもの医療費を助成し、経済的負担を軽減します。 ○こども医療費制度の普及に努めます。	継続	子育て支援課

② ひとり親家庭等医療費の支給

ひとり親家庭等の医療費に係る負担の軽減を図るため、医療費支給の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
ひとり親家庭等医療費支給事業等の推進	○ひとり親家庭等の医療費を助成し、経済的負担を軽減します。 ○ひとり親家庭等医療費制度の普及に努めます。	継続 (新掲載)	子育て支援課

③ 児童手当等の推進

児童手当、児童扶養手当等、国・県の制度に基づき、支援が必要な家庭に支給します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
児童手当、児童扶養手当制度の普及・PR	○児童手当制度、児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度の普及・PRに努めます。	継続	子育て支援課

④ 幼児教育・保育の無償化

国の制度に基づき、幼児教育・保育の無償化を推進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
幼児教育・保育の無償化	○国の制度に基づく幼児教育・保育の無償化により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。	継続 (新掲載)	子育て支援課

⑤ 第3子以降保育料等の無料化

子どもを3人以上扶養している世帯に対し、第3子以降の保育料及び給食に係る副食費の実費徴収費の無料化を推進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
第3子以降保育料等の無料化等	○保育所、幼稚園等に入所(園)している第3子以降の児童に対する保育料及び副食費の無料化を推進します。	継続 (新掲載)	子育て支援課

⑥ 第3子以降学校給食費の無料化

子どもを3人以上扶養している世帯に対し、第3子以降の学校給食費の無料化を推進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
第3子以降学校給食費の無料化	○小・中学校に通学している第3子以降の児童・生徒に対する給食費の無料化を推進します。	継続 (新掲載)	教育総務課

⑦ 各種経済的支援の推進

子育て支援金の支給、就学援助費の補助、高校生の就学資金援助及びパパ・ママ応援ショップ事業の促進など、各種の経済的な支援を推進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子育て支援交付金支給事業の推進	○生まれた子どもの保護者に子育て家庭の経済的支援と子どもの誕生への祝意から引き続き、子育て支援交付金支給事業を実施します。	継続	子育て支援課
就学援助費の補助	○町立の小中学校に通学している児童生徒の保護者で、経済的に困りの方に対し、学用品費等の就学費用の一部を補助します。	継続 (新掲載)	教育総務課
高校生等の修学資金援助	○修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校での修学が困難な町内にお住まいの高校生に対し、修学資金を援助します。	継続 (新掲載)	教育総務課
パパ・ママ応援ショップ事業の促進	○県と連携し、パパ・ママ応援ショップの利用促進を図ります。	継続	子育て支援課

(6) 子どもを犯罪から守る対策の推進

日本各地で、子どもを巻き込んだ、さまざまな犯罪が多発しており、本町も例外とすることはできません。犯罪の発生を抑止し、安全に暮らしていくためには、町、警察、小・中学校や各行政区との連携を図りながら、地域ぐるみで子どもを守っていく体制づくりが必要です。

① 防犯灯の設置等による環境整備

通学路等への防犯灯の設置及び維持管理を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
防犯灯の設置	○通学路等の防犯対策として、必要な場所へ防犯灯を設置し、夜間における防犯と通行の安全確保を推進します。	継続	生活環境工コ タウン課

② 子どもを守る活動の強化

子どもたちの緊急避難場所としての役割を果たす「地域で子どもを守る活動」の充実を図るとともに、不審者に対して小・中学校や保育所等で対応マニュアルを作成し、地域住民をはじめ、協力者へ情報提供を行います。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
不審者から子どもを守る対応マニュアルの活用	○埼玉県教育委員会の示したマニュアルに基づき、各学校の実態に即した対応マニュアルを作成し、不審者対策の訓練等を実施します。 ○各保育所において保育所防犯マニュアルに基づき、不審者対策の訓練等を実施します。	継続	教育指導課 子育て支援課
防犯ブザー及び通学用ヘルメットの配布	○子どもの安全確保のため、新小学1年生に防犯ブザー及びヘルメットを配布します。	継続 (新掲載)	教育総務課
地域で子どもを守る活動の推進	○子どもの安全確保をするために「子ども110番の家」の設置や「子ども見守り隊」の募集を呼びかけるとともに、学校と地域が連携した子どもに安全な地域環境づくりを進めます。	継続	生涯学習課

(7) 交通安全対策の推進

全国的に交通事故による子どもの被害があとを絶ちません。交通事故を防止するためには、道路形状、見通しなど、事故が発生しやすいか所の把握、改良、信号機や横断歩道の設置といった環境整備だけでなく、信号無視や無理な道路横断などをなくするための交通安全意識の向上のほか、チャイルドシート等使用促進などに努める必要があります。

① 道路環境の整備

子どもたちが交通事故に遭わないようにするため、通学路などにおける危険箇所を把握し、環境整備を推進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
安全な道路環境の整備	○子どもの安全を確保するため、通学路などにおける、環境整備を引き続き推進します。	継続	建設課

② 交通安全教育の推進

幼児から小・中学校、青年期にわたる各年代に適した交通安全教育の充実を図り、自分の安全は自分で守るという意識を向上します。また、自転車や自動二輪などにおける交通安全についても交通安全意識と運転技術の向上を促進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
交通安全教育の推進	○保育所及び小・中学校に出向き交通安全教室を開催し、交通事故防止の教育を行います。 ○学校と保護者・安全ボランティアによる登下校時の交通安全指導の充実を図ります。	継続	生活環境エコタウン課 教育指導課

③ チャイルドシートの設置促進

乗車中の子どもの安全確保のため、ベビーシートやチャイルドシートの適切な使用方法を周知します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
乳幼児の保護者に対するチャイルドシートの着用、正しい使用の徹底	○保護者に対し、チャイルドシートの着用の徹底を図るため、その使用効果及び正しい使用方法についての周知を図ります。	継続	生活環境エコタウン課

(8) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育て家庭の生活環境は大きく変化しています。このため、妊婦、子ども、子ども連れの人が安全で気軽に外出できるよう環境の整備を進めます。

また、子育て世代を中心に、生活しやすい住宅へのニーズが広がっており、快適な都市機能と豊かな自然環境のバランスが取れたまちづくりや、低コストでゆとりある住宅など、子育てしやすい住環境が求められています。

① 道路、交通機関等のバリアフリー化推進

子ども連れやベビーカーでも安心して町内を歩けるよう、既存歩道の拡幅や段差解消など、公共施設のバリアフリー化を推進していきます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
段差のない歩道の整備促進	○妊産婦の方や、乳幼児を連れた方などすべての人が、安全に安心して歩ける歩道の整備に努めます。	継続	建設課 都市計画課
公共交通機関のバリアフリー化	○町内各駅のバリアフリー化について、鉄道各社が行うバリアフリー化施設整備に対し、支援を行います。	継続	都市計画課
福祉のまちづくり条例に基づく整備の促進	○埼玉県が制定している福祉のまちづくり条例に準拠するまちづくりを進めます。	継続	都市計画課

② 子育てに配慮した住宅の普及促進

民間による優良住宅地の整備を促進し、多様化する居住ニーズや子育てに適した良質な住宅の普及を目指します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
良質な住宅の普及促進	○男衾駅周辺の新市街地整備を推進し、高質でゆとりのある住宅環境の整備を進めます。 ○町内へ転入した子育て世帯や若い世代の住宅取得に対し、支援を行います。	継続	都市計画課

4 健やかに子どもが育つまち

基本施策（施策の柱）	施策
（1）親と子の健康と福祉の充実	①保健師活動の充実 ②乳幼児健康診査の充実 ③小児医療体制の充実促進 ④予防対策の勧奨 ⑤母子保健分野での予防対策
（2）要保護児童対策の推進	①児童虐待の早期発見・対応 ②訪問指導の強化 ③地域ぐるみの児童虐待撲滅活動
（3）障害児支援の充実	①障害児支援の充実 ②障害児受け入れ体制の強化 ③障害児の保育、特別支援教育の充実
（4）子育てと仕事の両立の支援	①各種講座等の開催 ②女性の職業生活における活躍の推進 ③労働者及び就労希望者への働きかけ
（5）幼児教育・学校教育の充実	①子ども達の生きる力の向上 ②いじめ、登校拒否等の未然防止及び解消 ③地域に開かれた学校づくりの促進
（6）食育の推進	①食育の推進 ②地域の食材、味覚への理解促進
（7）思春期保健対策の推進	①小・中学校における性に関する指導の充実 ②薬物対策の推進 ③こころの相談、健康学習の充実

（1）親と子の健康と福祉の充実

母と子の命を守り育てる基本として、母子保健サービスをはじめとする親と子の健康を守り、福祉の向上を図る必要があります。特に、子育てで困ったり、不安になったりしたときに相談する相手が身近にいないということが、育児不安を大きくする誘因にもなっています。

① 保健師活動の充実

保健師による訪問活動や相談対応など、身近な存在としての活動の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
健康相談・育児学級等の充実	○発達段階に応じた、健康な生活習慣に対する育児支援を行い、母子共に心身の健康の保持・増進を図ります。 ○発育発達について心配のある乳幼児と保護者に対して、専門的で適切な相談が行えるよう事業の充実に努めます。	継続	健康福祉課

② 乳幼児健康診査の充実

乳幼児の健やかな健康と発達を見守る乳幼児健康診査の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○身体発育及び精神発達の面から重要な時期である乳幼児に対し、健康診査を実施します。 ○身体発育、精神発達などの障害を早期発見するとともに、適切な保健・歯科指導を行うことで、心身の健全な発達を促し、乳幼児の健康の保持・増進に努めます。 ○保護者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるよう支援します。 	継続	健康福祉課

③ 小児医療体制の充実促進

小児科医療の充実を図るため、地域の医療連携を促進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
小児医療充実の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○熊谷・深谷・児玉地区における小児救急医療支援事業及び二次救急医療圏における初期救急体制(こども夜間診療所)の充実を図るとともに小児医療に係る情報提供に努めます。 	継続	健康福祉課

④ 予防接種の勧奨

予防接種の必要性についてPRを行う等、感染症予防に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
予防接種の勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査や訪問を始めとする各種母子保健事業で予防接種の勧奨を行ない、感染症予防に努めます。 	継続	健康福祉課

⑤ 母子保健分野での予防対策

母子保健に関する相談に対応するため、子育て世代包括支援センターすくすくテラスを設置し、総合的相談支援に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
母子保健分野での予防対策(子育て世代包括支援センターすくすくテラス(利用者支援事業/母子保健型事業))	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援及び全ての妊産婦等の状況の継続的な把握に努めます。 ○出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(特定妊婦)や育児に悩む母親等からの相談・支援を実施します。また、必要に応じ、専門関係機関を紹介する等、連絡・調整及び連携を図ります。 	継続 (新掲載)	子育て支援課 健康福祉課

(2) 要保護児童対策の推進

全国的にも子どもに対する虐待や子育ての放棄（ネグレクト）は増加傾向にあり、関係機関や地域とも連携した対策を構築することが重要です。

① 児童虐待の早期発見・対応

子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進し、地域との連携により、子どもに対する虐待の予防や早期発見に努めます。また、児童相談所や関係機関との連携・情報共有を推進し、迅速・的確な対応を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所、警察、町その他の関係機関と連携の強化を図ります。 ○子ども家庭総合支援拠点の機能を併せもつ子育て世代包括支援センターすくすくテラスにより、相談支援等の充実を図ります。 ○児童虐待を防止するため、町広報などによるPRに努めます。 	継続	子育て支援課 人権推進課
虐待の早期発見・早期対応への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や地域との連携により、早期発見・早期対応に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携により、組織的な対応の強化を図ります。 	継続	子育て支援課

② 訪問指導の強化

子育て世代包括支援センターすくすくテラスの保健師等専門職員による訪問指導の活動を強化促進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
養育支援が必要な家庭への家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の充実（子育て世代包括支援センターすくすくテラス（子ども家庭総合支援拠点））	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな原因で養育が困難になっている家庭へ保健師等専門職員が家庭訪問を実施し、乳幼児や母親の健やかな成長を支援するとともに親の育児不安の軽減に努めます。 ○要保護・要支援児童のいる家庭への支援を実施し、児童虐待の未然防止に努めます。 ○関係機関と連携を図り、専門的な支援の提供に努めます。 	継続 (新掲載)	子育て支援課

③ 地域ぐるみの児童虐待撲滅活動

地域ぐるみで、虐待に対する気づきを、情報を共有し、共に活動できる環境を築いて行きます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
相談体制の充実	○児童相談所等関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。 ○児童相談所主催の研修会等に積極的に参加し、専門的知識の習得に努めます。	継続	子育て支援課
DV対策の推進	○DV被害者の子どもは、暴力を受けている可能性が高く、例え暴力を振るわれていなくても児童の面前での暴力は児童虐待にあたることから、DV被害者とともに、子どもへのきめ細やかな支援に努めます。	継続	人権推進課 子育て支援課

(3) 障害児支援の充実

障害児支援については、障害児及びその家族の意思を尊重し、障害児通所支援及び障害児発達支援等の充実を図るとともに引き続き、障害児支援の均てん化を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の関係機関が連携し切れ目のない支援を提供する必要があります。

特に、利用者等からの相談について、「どこに相談していいのかわからない」「どんな支援をしてくれるのか」などの意見もあることから、相談支援事業の十分な周知と利用促進をいかに図っていくかが大切です。

① 障害児支援の充実

障害児の健やかな育成を支援するため、障害児通所支援及び障害児発達支援等の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
障害児通所支援等の充実	○障害児を対象に、日常生活での基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行う施設への通所支援等を行います。	継続	健康福祉課
居宅訪問型児童発達支援	○児童発達支援等を受けるために外出することが困難な障害児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	新規	子育て支援課 健康福祉課
医療的ケア児に対する支援	○医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制の整備に努めます。	新規	健康福祉課

② 障害児受け入れ体制の強化

保育所、小・中学校及び放課後児童クラブへの障害のある子どもの受け入れ体制を整えるため、保育士・教職員等の配置や施設・設備の整備に努めます。保育士に対し、障害児等保育の専門知識を持った巡回相談員による支援を行います。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
障害児等保育の充実	○集団生活が可能な障害児の受入体制を整え、障害児等保育の充実を図ります。	継続	子育て支援課
障害児の放課後児童クラブ受入体制の整備促進	○入所要件に適合するすべての児童を受け入れる体制の整備を促進します。	継続	子育て支援課
障害児等保育に対する保育所訪問支援の充実	○専門知識を持った巡回相談員が保育所等を訪問し、障害児等以外の児童との集団生活適応のため保育士に対し支援を行います。	継続 (新掲載)	子育て支援課

③ 障害児の保育、特別支援教育の充実

障害児も共に学べるよう、障害児保育、特別支援教育の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
障害児の教育の充実	○障害のある児童・生徒の健全な発達を促進するため、その機会の充実に努めます。 ○幼稚園・保育所を訪問し、必要に応じて就学相談を行います。	継続	教育指導課
特別支援教育（障害児教育等）の充実	○心身に障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障害に応じた教育や交流教育の推進に努めます。	継続	教育指導課

(4) 子育てと仕事の両立の支援

結婚観やライフスタイルの多様化、女性の社会進出等により、晩婚化や未婚の人が増える傾向がみられ、少子化に拍車をかける状況となっています。女性が結婚や出産・子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場などあらゆる場面で男女がともに参加する子育ての推進が必要となっています。

① 各種講座等の開催

若年者や高齢期出産に関する情報の提供、母親・父親になるための学習など、子どもをもつ前の夫婦等に対する家庭教育の充実に努めます。あわせて、子どもをもつ保護者を対象とした子育て講座を開催します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
家庭教育学級の開催	○小学校の保護者を対象とした講座を開催し、保護者の学習機会の創出や身近なネットワーク作りを推進し、家庭教育力の向上を図ります。	継続	生涯学習課
すこやか子育て講座の開催	○小学校ごとに未就学児童の保護者を対象とした講座を開催し、保護者の学習機会の創出や身近なネットワーク作りを推進し、家庭教育力の向上を図ります。	継続	生涯学習課
両親学級（パパママ学級）	○パパママ学級は、妊娠・出産・育児に関する知識の習得及び仲間づくりを目的として取り組んでいます。	継続 (新掲載)	健康福祉課
父親対象講座等の開催	○町立子育て支援センターにおいて父親等を対象とした子育て講座を開催します。 ○保育所において保育士体験事業を実施します。	継続 (新掲載)	子育て支援課

② 女性の職業生活における活躍推進

女性の職業生活における活躍推進を支援します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
女性の職業生活における活躍の推進	○子育て中のママでも始められる在宅ワークのPRを通じ、将来の再就職等に向けた環境づくりを支援します。	継続 (新掲載)	商工観光課

③ 労働者及び就労希望者への働きかけ

子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子育て世代の就労支援	○セミナーや情報の提供など再就職希望者に対する支援を促進します。	継続	商工観光課
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及	○働く場における男女共同参画の推進のため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方の普及に取り組めます。	継続	人権推進課 商工観光課
子育て世代の男性労働者への働きかけ	○子育て世代を対象とした各種事業を通して男性の子育て参加へ働きかけるほか、パンフレットを配布し周知を図ります。	継続	健康福祉課

(5) 幼児教育・学校教育の充実

就学児童の保護者の意見では、学力を気にする意見が比較的多くみられました。学力の伸長をはじめ、自ら考える力や意欲、健康、体力など「生きる力」が芽ばえるような、能力を引き出す指導が求められています。また、人権に対する意識を高め、お互いを尊重し合うことを大切に考え、地域とともに歩む開かれた学校であることも重要です。

① 子ども達の生きる力の向上

子ども達の生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育成するため、教育の内容の質を高め、学習環境を整備充実します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に開かれた幼児教育の環境づくりを促進します。 ○幼稚園、保育所等との連携を図り、就学前の子どもがスムーズに小学校生活に移行できる連絡会を小学校単位で引き続き実施します。 	継続	子育て支援課 教育指導課
教育に関する3つの達成目標の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「知・徳・体」のバランスのとれた子どもたちを育成するために確実に身に付けさせたい「学力」「規律ある態度」「体力」の基礎的・基本的な事項を達成目標とし、子どもたちの生きる力を育てていきます。 	継続	教育指導課
確かな学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園や保育所、小・中学校が連携を図り、学校教育のスタートである幼稚園や保育所での学びや育ちを小学校や中学校の学習や生活に持続・発展させ、子どもたちの生きる力を育みます。 ○子どもたちの「確かな学力」を身に付けさせるため、家庭や地域等との連携・協力のもと、学習指導の工夫改善を図ります。 ○学力調査結果を分析して学習状況を把握し、学力向上推進委員会で方策を検討し、学習指導の改善に努めます。 ○中学校3年生を対象とした「より・E 土曜塾」により、学習意欲の高揚と家庭学習習慣を定着させ、希望進路の実現に向けた学力の向上を図ります。 ○中学校2・3年生に年1回、公費負担で英検を受験できるようにすることで、英語に対する意欲と英語力の向上を図ります。 	継続	教育指導課

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
道徳教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育全体計画・年間指導計画及び学級における道徳の指導計画を作成し、「道徳」の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。 ○児童生徒が豊かな心をもった調和のとれた人間となるよう、「心の教育」を推進します。 ○学校や地域の連携・協力のもと、児童生徒が積極的に社会体験・活動に取り組み、社会性や人間性を育むことに引き続き取組めます。 ○関係機関と協力し、発達の段階に応じた教育を行い、善悪の判断と規範意識の醸成に取り組めます。 	継続	教育指導課
進路指導・生き方の指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校では、児童が自ら将来について考えられるよう、キャリア教育の充実を図ります。中学校では、生徒が自らの将来や進路について考えられるよう、進路指導・キャリア教育の充実を図ります。 	継続	教育指導課
学校の教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設については、危険箇所や老朽化が進んでいる施設の改修を行います。 ○学習用備品の適切な整備を行います。 	継続	教育総務課
小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者、地元等と協議を行い、小中一貫教育の取り組みを推進します。 	継続 (新掲載)	教育指導課
健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県学校健康教育指針「学校・家庭・地域で育てよう埼玉の健康な子どもたち」に沿った取組みを行い、健康に対する意識を高め、自ら進んで健康な生活が送れる子どもたちを育てます。 	継続	教育指導課 健康福祉課

② いじめ、不登校等の未然防止及び解消

いじめを許さない意識づくりを進めるとともに、悩み事に対する相談活動を強化し、不登校や引きこもりにならないよう指導に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
いじめ、非行、不登校等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめや不登校等に対応するために、教育相談体制を充実させるとともに、学校、家庭、地域及び教育サポートセンター、適応指導教室、関係機関等との連携を図ります。 ○生徒指導、教育相談体制の充実を図るとともに、相談員の配置や適応指導教室等の支援体制の確立に努め、いじめや不登校児童生徒の減少に努めます。 	継続	教育指導課
不登校や問題行動等の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図り、学校と保護者との連携のもと、児童生徒の健全育成を推進します。 	継続	教育指導課

③ 地域に開かれた学校づくりの促進

さまざまな行事を通じて地域の人々との関わりを深めていけるよう、地域に開かれた学校づくりを促進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
地域に開かれた学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町内各小・中学校ごとに学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等からの意見等を学校の教育活動に生かし、家庭や地域社会と一体となって児童生徒の健やかな成長を促進するとともに、開かれた学校づくりを進めます。 ○保護者や地域住民等のボランティアにより学習・登下校の安全確保・環境整備への支援のため学校応援団の活用を図ります。 	継続	教育指導課

(6) 食育の推進

食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな身体と心の発達に欠かせないものです。しかし近年、幼児期からの朝食欠食、咀嚼力の低下、偏食による肥満ややせの問題などが見られるようになってきました。また、学童期や思春期における不規則な食事や偏った栄養摂取などの食生活の乱れも多く見られ、増加しつつある生活習慣病との関連も指摘されてきています。

乳幼児期は、生活習慣の基礎を作る時期であり、学童期、思春期はこれを確立していく大切な時期です。乳幼児期には、子どもの発育・発達段階に応じた「食」について保護者と共に考えていくための支援が、学童期・思春期では、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるための支援が必要となります。

① 食育の推進

生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本としての食を営む力が育まれるよう、関係機関と連携をとりながら、母子保健事業や学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
母子保健事業における食育の推進	○パパママ学級において、栄養士による「妊娠中の栄養」について学ぶ機会を設けるほか、乳幼児健康診査などさまざまな母子保健事業で食育の推進を図ります。 ○母子健康手帳交付時に、食育に関するパンフレットを配布し、意識の向上を図ります。	継続	健康福祉課
給食による食育の推進	○児童・生徒に、栄養バランスのとれた、安全でおいしい給食の提供に努めます。 ○各小・中学校で作成した食育全体計画をもとに児童・生徒が望ましい食生活の基本と食習慣を身につけ、食事を通して、自らの健康管理ができるように努めます。	継続	子育て支援課 教育総務課 教育指導課
子ども食堂等子どもの居場所に関する情報収集等	○子ども食堂等子どもの居場所に関し、情報収集を行うとともに、子ども食堂運営に対する支援方法等の研究を行います。	新規	子育て支援課

② 地域の食材、味覚への理解促進

地域産出の農作物や郷土食、行事食などを活用した食育の推進に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
ふるさとの味の伝承	○各学校や団体からの依頼に応え、県が認定した「ふるさとの味伝承士」の協力をいただきながら、郷土に伝わる食文化等を伝承します。	継続	農林課

(7) 思春期保健対策の推進

全国的にみると、10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶、妊娠・出産は増加傾向にあり、誤った知識の氾濫、性に関する適切な知識が普及していないことが問題視され、意思決定や行動選択の能力を形成する思春期における性教育が重要になっています。

また、さまざまな薬物の乱用等による事故・事件の増加が危惧されており、子どもにとっても遠い世界の話ではなくなっており、的確な対応が求められます。

さらに、学業をはじめさまざまなストレスや悩みにより、子どもの心身の健康が脅かされており、心身症やうつ病の増加等が問題とされています。

① 小・中学校における性に関する指導の充実

性に関する適切な知識を普及するために、小・中学校における性に関する指導の充実を図り、生命の誕生や人の命の大切さを学ぶ教育を推進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
学校での性に関する指導の実施	○保健学習の時間や総合的な学習の時間等を活用して、性や健康に関する教育を実施します。 ○学校からの要請に対し町保健師が性や健康に関する教育を実施します。	継続	教育指導課 健康福祉課

② 薬物対策の推進

喫煙・飲酒・薬物乱用による心身の健康への影響等を理解させるため、すべての中学校において、専門家による薬物乱用防止教室を毎年開催します。小学校においても、薬物乱用防止教室の開催を推進します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
薬物乱用防止教室の実施	○喫煙・飲酒・薬物乱用による心身の健康への影響等を理解させるため、すべての小・中学校において、専門家による薬物乱用防止教室を毎年開催します。	継続	教育指導課

③ こころの相談、健康学習の充実

各中学校に在籍する専任の相談員（さわやか相談員）や保健所及び町保健師と連携しながら、随時、心の健康や悩みに関する相談を受け、適切な機関につなげていきます。また、保健学習の時間等を活用して、健康に関する学習を実施します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
こころの相談	○さわやか相談員との連携や保健所及び町保健師の技術的協力を得て、関係者や家族から心の健康や悩みに関する相談を随時受け、適切な機関を紹介するなど、相談支援を行います。	継続	教育指導課 健康福祉課

5 子どもの居場所・遊び場が整ったまち

基本施策（施策の柱）	施策
（1）多様な体験プログラムの充実	①各種ボランティア体験機会の充実 ②命の大切さを体験する機会の充実 ③地域を知り、愛する体験学習の充実 ④海外体験学習の推進
（2）子どもの遊び場等の充実	①身近な遊び場の整備 ②子どもの居場所等の確保
（3）子どもの人権の尊重	①子どもの人権に関する意識の向上 ②児童虐待の防止
（4）子どもが健全に育つための環境整備	①健全育成活動の展開

（1）多様な体験プログラムの充実

都市化や遊び場の減少、テレビゲームの普及等により、一人で遊ぶ子どもが増加しています。しかし、子どもにとって、遊び等を通じた運動や友達とのふれあいは心身の発達に重要な役割を果たすとともに、コミュニケーション能力の向上、社会性や協調性の習得に不可欠といえます。

このため、子どもがのびのびとできる居場所の確保、身近な遊び場の充実を図るとともに、地域で、豊かな体験学習に取り組める環境や機会の整備を進める必要があります。

① 各種ボランティア体験機会の充実

高齢者や障害者との交流、ボランティア活動の体験機会を充実します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
ボランティア体験機会の充実	○町民が相互に助け合うことの大切さを体験により学ぶことができるよう、ボランティアを体験する機会の充実を図ります。 ○福祉の心を育む機会として、小学生・中学生等が町内高齢者施設利用者とふれあう交流活動を推進します。	継続	社会福祉協議会

② 命の大切さを体験する機会の充実

乳幼児とのふれあいにより命の大切さを体験する機会を充実します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子どもを生き育てることの意義、生命の大切さを学ぶ機会の促進	○次代の親の育成として、中学生・高校生等が子どもを生き育てることの意義、生命の大切さを学ぶ機会を増やすため保育所に訪問し、乳幼児とのふれあい体験を広げる取組みを推進します。	継続	教育指導課 子育て支援課

③ 地域を知り、愛する体験学習の充実

子どもたちが社会に興味・関心を持ち、「生きる力」を育てるために、地域の企業や福祉の現場での職業体験、優れた芸術・文化にふれる活動などを充実させていきます。また、地域に根ざした学習として、地域文化の継承を含め豊かな自然環境を活かした総合的な学習を一層推進していきます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子ども大学よりの開催	○小学生が、大学教授や地域の専門家等から直接講義を受ける機会を作り、子どもの学ぶ力や生きる力の向上を図ります。	継続	生涯学習課
農林業体験の充実	○学校農園での農作業体験や、緑の少年団での山林の植樹・下刈り体験等を通じ、農林業体験の充実を図ります。	継続	農林課

④ 海外体験学習の推進

国際交流事業の一環として、中学生を対象とした、海外体験学習の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
中学生海外相互交流事業の実施	○米国メアリズビル市との交流事業の一環として、お互いの文化や教育への理解を深めるとともに、国際化社会に対応する人材の育成を図ります。	継続	生涯学習課

(2) 子どもの遊び場等の充実

子どもの外遊び、集団遊びを助長するため、また、地域の交流やふれあいの場としても利用されることを想定して、身近な公園の充実や子どもの居場所の創出を図る必要があります。

① 身近な遊び場の整備

毎日の子育てのなかで求められる、安全で快適に、楽しい時間を過ごすことができる身近な遊び場の充実を図ります。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
児童館事業の充実	○利用者の要望に応えられる運営に努めます。また、児童館事業の充実に努めます。 ○児童福祉月間事業を通して情操豊かな児童の育成を図ります。	継続	健康福祉課 子育て支援課
子どもの遊び場の整備・充実	○自治会（区）が設置している児童遊園地及びその遊具の整備等に対して補助金を交付し、子どもの遊び場の整備・充実を促進します。	継続	子育て支援課
公園の管理	○運動公園・街区公園の管理や巡視を定期的に行い、安全・安心な環境の創出に努めます。 ○鉢形城公園の管理に努めます。	継続	都市計画課 生涯学習課

② 子どもの居場所等の確保

既存施設を有効に活用しながら、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に取り組めます。また、子どもたちが自己表現できる事業の展開に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
放課後児童健全育成事業	再掲（P47⑤参照）	継続 （新掲載）	子育て支援課
子ども食堂等子どもの居場所に関する情報収集等	再掲（P80参照）	新規	子育て支援課
子どもギネス大会	○町内小学校で取り組んでいる運動種目を取り上げ、記録への挑戦という過程を通して、楽しみながら心身の健全な発育や仲間づくり等を推進します。	継続	生涯学習課

(3) 子どもの人権の尊重

すべての子ども達が安心して、育ち、守られ、社会の一員として生活するための基本的な生存・発達・保護・参加を保障する「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の普及が求められ、これに対応した取組みが進められています。

本町においても、子どもの人権を最大限に尊重した取組みが必要であり、人権意識の向上、虐待の防止などについて喫緊に取組む必要があります。

① 子どもの人権に関する意識の向上

子どもが基本的人権の権利主体であるという視点にたった環境づくりを目指し、子どもの人権と安全が脅かされる状況を解決していくために、子どもの権利条約の普及に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子どもの権利条約の普及	○子どもの権利擁護を推進するため、「児童の権利に関する条約」の普及に努めます。 ○子育て世代包括支援センターすくすくテラスにおいて、保護者を対象とした講座を開催します。	拡充	子育て支援課

② 児童虐待の防止

相談しやすい窓口を整備し、保護者の子育て不安や悩みが大きくなる前に解消できるように早期発見、早期対応に努めます。また、子どものSOS発信を見逃さないよう子育て世代包括支援センターすくすくテラス、保育所、幼稚園、小・中学校などが連携して、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
子どもの権利侵害に対応する相談業務の充実	○いじめや体罰などの子どもへの権利侵害に対応するための相談業務を充実します。 ○他機関の相談業務について、情報を提供します。	継続	人権推進課 子育て支援課 教育指導課

(4) 子どもが健全に育つための環境整備

子どもが健全な社会性を身につけるには、生活体験や自然体験、その他さまざまな体験が必要です。子どもが健全に育つために必要なこととして「子ども同士で遊ぶ・世代間交流」「子どもの地域活動や社会参加」等、豊かな人間形成に役立つ活動を、家庭・小・中学校・地域が連携して提供していく必要があります。

また、子ども自身が生まれながらに持っている能力を育み、さらに伸ばすことができるよう子育てに関わるすべての人の参画と支援が求められています。

① 健全育成活動の展開

小・中学校、PTA、地域、家庭等の連携のもと、子どもの健全育成活動への取り組みを一層充実します。

主な取組み	取組みの概要	今後の展開	担当課
青少年の健全育成	○青少年相談員の事業活動を支援し、子どもの健やかな成長に寄与します。	継続	子育て支援課
青少年健全育成町民会議活動の推進	○学校・家庭・地域と連携し、青少年の健全育成を広域的・総合的に推進します。	継続	生涯学習課
非行少年の立ち直り支援	○学校や保護司等関係機関との連携を図り、悩みを抱えた青少年や保護者を支援します。	継続	教育指導課 健康福祉課

第5章 計画の推進

基本施策（施策の柱）	施策
（1）計画推進・進行管理体制の整備	①庁内関係部門との連携 ②施策・事業の進捗状況の確認 ③計画の普及と全町的な取組みの促進
（2）関係機関相互の連携促進	①子ども関連組織・団体のネットワーク化促進

（1）計画推進・進行管理体制の整備

【現状と課題】

この計画が目標の実現にむかって着実に推進されるよう、役場庁内の連携及び町民との協働による計画の推進及び進行管理のための体制を整備することが重要です。

【施策の方向】

① 庁内関係部門との連携

この計画に基づいて、次世代育成支援、子ども・子育て支援のための各種事業を推進するために、保健・福祉分野の所管部門だけでなく、教育、環境、まちづくりなど、庁内の幅広い分野における関係部門との連携を図ります。

② 施策・事業の進捗状況の確認

子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業庁内検討委員会において、この計画に基づく施策・事業の進捗状況チェック及び実施後の施策の評価、推進を行います。

③ 計画の普及と全町的な取組みの促進

この計画の目標や施策の内容等について、各種のメディア（媒体）を活用して広く町民に情報提供し、その普及を図ります。

(2) 関係機関相互の連携促進

〔現状と課題〕

次世代育成支援、子ども・子育て支援の推進は、まちづくりのあらゆる要素を含んだ活動全般の活性化が必要であり、計画目標の実現のためには行政だけでなく、各種の関係機関・団体等との相互連携が不可欠です。

〔施策の方向〕

① 子ども関連組織・団体のネットワーク化促進

町内にある子どもに関わる組織や団体について、その活動内容等を把握し、事業を展開する上で連携を図りやすい体制をつくるために情報の整理を行い、共有化を図ります。

資料編

1 寄居町子ども・子育て会議条例

制定 平成26年3月20日 条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、寄居町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長として、各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、

意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 寄居町子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）

	区分	推薦団体名	役職等
1	子どもの保護者	寄居町PTA連合会	会長
2		保育所保護者会連合会	寄居町保育所保護者会連合会副会長
3		保育所保護者会連合会	寄居町保育所保護者会連合会副会長
4		放課後児童クラブ利用者	放課後児童クラブ利用者
5	子ども・子育てに関する事業に従事する者	寄居町民間保育園連絡会	保育園園長
6		私立幼稚園	県北若竹学園理事長
7		放課後児童クラブ	寄居町学童保育の会会長
8	子ども・子育て支援に關し学識経験を有する者	寄居町小中学校長会	小学校校長
9		熊谷児童相談所	所長
10		深谷市・大里郡医師会（寄居地区）	寄居地区医師会会長
11	町長が必要と認める者	民生児童委員協議会（主任児童委員）	主任児童委員

3 寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会設置要領

制定 平成26年5月20日 訓令第3号

改正 平成28年3月22日 訓令第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定に関して総合的な検討等を行い、事業計画の実施状況に関する各課の連携を図るため、寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 事業計画の策定に関し必要な調査、審議及び提言
- (2) 事業計画の進捗状況の評価
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業計画に関し必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会の構成員は、別表に掲げる職にある者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表

寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会委員名簿

職名
総務課長
総合政策課長
財務課長
子育て支援課長
健康福祉課長
人権推進課長
生活環境エコタウン課長
都市計画課長
教育総務課長
教育指導課長
生涯学習課長

4 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成 30. 11. 26～ 12. 17	寄居町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 未就学児童及び就学児童の保護者各 900 人対象
令和 1. 6. 7	庁内関係各課より寄居町子ども・子育てスマイルプランにおける平成 30 年度事業の実施状況及び評価の取りまとめ
令和 1. 7. 26	庁内関係各課より次期寄居町子ども子育てスマイルプラン策定に関する調書の取りまとめ
令和 1. 8. 20	第 1 回寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会の開催
令和 1. 9. 25	庁内関係各課へ第 2 期寄居町子ども子育てスマイルプラン（案）に掲載する各課の施策内容の確認
令和 1. 9. 19	第 2 回寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会の開催
令和 1. 10. 9	町政策会議（1 回目）
令和 1. 10. 23	第 3 回寄居町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会の開催
令和 1. 11. 7	町政策会議（2 回目）

第2期寄居町子ども・子育てスマイルプラン

- ・寄居町次世代育成支援対策行動計画
- ・寄居町子ども・子育て支援事業計画

令和 年 月

発行・編集 寄 居 町

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地1